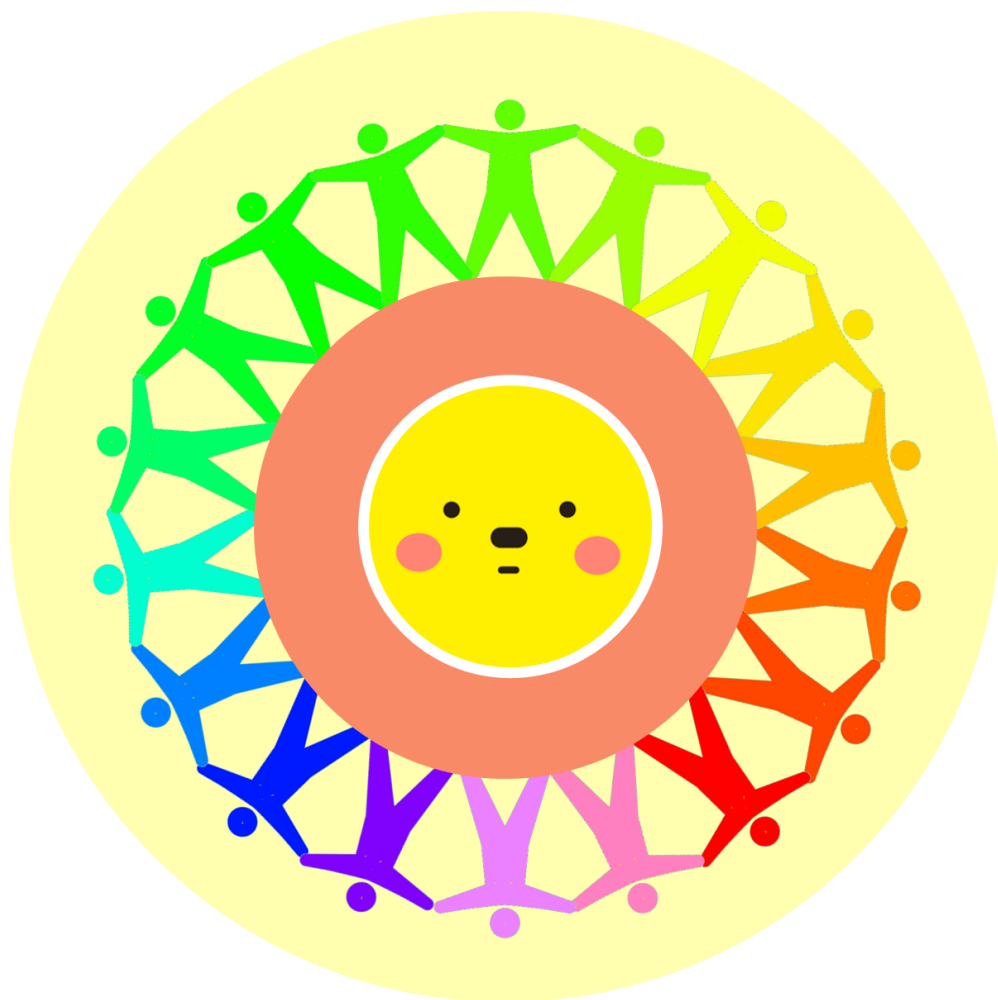


第2期阿南市成年後見制度 利用促進基本計画



令和6年3月

ごあいさつ



成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどで日常生活の様々な場面で判断することが難しくなった方の財産と権利を守り、自分らしい生活を法律的に支援する制度です。

我が国では、このような判断能力が不十分な人を社会全体で支えあうことが喫緊の課題であり、成年後見制度の利用促進は、制度の利用を必要とする人が、全国どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活が継続できる体制の整備及び本人の地域社会への参加の実現を目指すものであり、さらには、地域共生社会の実現にも資するものですが、成年後見制度はこれらの人を支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていません。

こうした状況のもと、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。成年後見制度の利用促進には、市町村の取組が不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が第14条に規定されており、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

そのため、本市では、令和2年9月阿南市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、第2期となる本基本計画では、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の趣旨等を踏まえ、計画の改正ポイントである「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」、「尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等」、「司法による権利擁護支援を身近なものにするしくみづくり」の3つの課題を考慮しつつ、成年後見制度の利用促進を図るとともに、本市が目指すべき「地域共生社会」の実現に向けた取組を着実に推進してまいります。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、熱心に御審議いただきました阿南市成年後見制度利用促進審議会の委員の皆様をはじめ、各種調査に御協力いただきました関係機関等の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、本計画実現のため、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

阿南市長 岩佐義弘

目次

第1章 阿南市成年後見制度利用促進基本計画について

| | |
|------------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 成年後見制度とは | 2 |
| 3 計画の位置づけ | 5 |

第2章 成年後見制度に関する現状と課題

| | |
|---|----|
| 1 本市の状況 | 8 |
| 2 阿南市成年後見センター（援 ^{たす} け ^{あい} 愛）の状況 | 21 |
| 3 本市における課題 | 22 |
| 4 第1期計画の取組評価 | 32 |

第3章 第2期計画の考え方

| | |
|-------------------------|----|
| 1 第2期計画の基本理念と策定方針 | 39 |
| 2 第2期計画の目標及び基本施策 | 40 |
| 3 第2期計画の施策体系 | 42 |

第4章 実現に向けた具体的な取組

| | |
|----------------------------------|----|
| 基本施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり | 44 |
| 基本施策2 誰もが安心して制度を利用できる環境整備 | 49 |
| 基本施策3 権利擁護の理解促進 | 52 |

第5章 計画の進捗管理及び評価

| | |
|------------------|----|
| 1 進捗管理及び評価 | 54 |
| 2 評価指標 | 55 |

資料編

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 成年後見制度の利用の促進に関する法律 | 56 |
| 2 阿南市成年後見制度の利用の促進に関する条例 | 60 |
| 3 阿南市成年後見制度利用支援事業実施要綱 | 63 |
| 4 阿南市成年後見制度利用促進審議会委員名簿 | 69 |

※「障がい」の表記について

本計画では、法律・制度上で定められている名称については「障害」、その他については「障がい」と表記しています。

第1章 阿南市成年後見制度利用促進基本計画について

1 計画策定の趣旨

我が国においては、急速な少子高齢化や人口減少の進展、社会構造及びライフスタイルの変容等に伴い、地域の相互扶助や家族同士の助け合いといった支え合いの基盤が弱まってきています。また、高齢者、障がい者、子ども等の対象者ごとに整備されてきた公的支援制度では十分な対応ができない、いわゆる「制度の狭間」に陥ってしまうことにより、地域社会から孤立してしまう方が増加し、「ひきこもり」や「老々介護」、「8050問題」といった様々な課題が顕在化しています。

このような課題等の解決を目指し、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

一方、成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な方を保護・支援することを目的に、平成12年4月に施行されました。この制度は、たとえ判断能力が不十分な状態になっても地域社会に参画し、住み慣れた地域でその人らしい暮らしを継続できるよう社会全体で支え合う体制づくりを目指すものであり、「地域共生社会」の実現に資するものですが、その制度が十分に活用されているとはいえない現状があります。

このような現状を踏まえ、国において「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）及び「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月閣議決定。以下「国基本計画」という。）が策定されたことから、本市においても令和2年9月に「阿南市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「市第1期基本計画」という。）を策定し、「成年後見制度利用促進と新たな仕組みづくり」を目標に、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「利用者がメリットを実感でき

る制度・運用への改善」及び「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」を基本施策に掲げ、各種事業を推進してきました。

今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障がい者等の増加が見込まれ、成年後見制度の利用の必要性が増大すると考えられることから、国における「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月閣議決定。以下「国第二期基本計画」という。）を踏まえ、「第2期阿南市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「市第2期基本計画」という。）を策定し、更なる施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

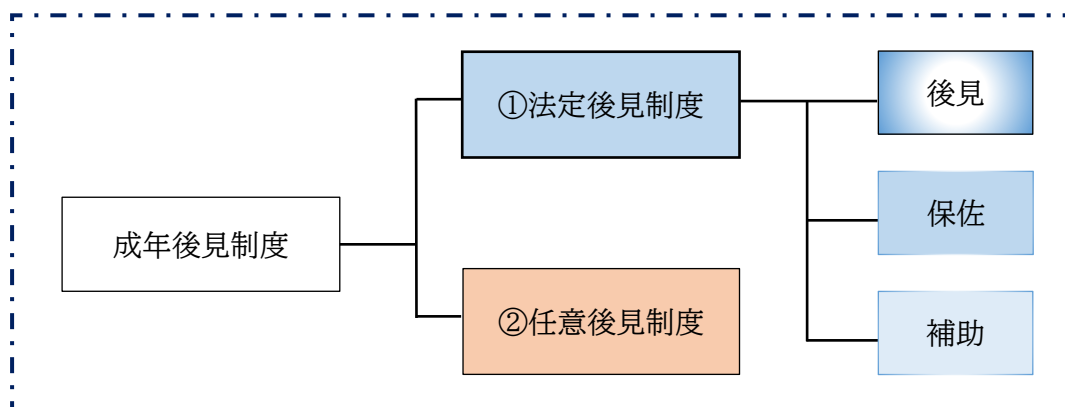
2 成年後見制度とは

成年後見制度は、ノーマライゼーション*1や自己決定権の尊重*2などの基本理念と本人保護の調和の観点から、認知症及び精神上的障がい等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命・身体・自由・財産等の権利を擁護する制度です。

成年後見制度には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

- *1 ノーマライゼーション…成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。
- *2 自己決定権の尊重…障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されること。

(1) 成年後見制度の種類



① 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度です。本人の判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度が用意されています。「後見」、「保佐」、「補助」の主な違いは、次の表のとおりです。

| | 後 見 | 保 佐 | 補 助 |
|---------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--|
| 対象となる方 | 判断能力が欠けているのが通常の状態の方 | 判断能力が著しく不十分な方 | 判断能力が不十分な方 |
| 申立てをすることができ る方 | 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など (注1) | | |
| 成年後見人等の同意が必要 な行為 | (注2) | 民法第13条第1項所定の行為 (注3)(注4)(注5) | 申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法第13条第1項所定の行為の一部) (注1)(注3)(注5) |
| 取消しが可能な行為 | 日常生活に関する行為以外の行為 (注2) | 同上(注3)(注4)(注5) | 同上(注3)(注5) |
| 成年後見人等に与えられる代理権の範囲 | 財産に関するすべての法律行為 | 申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注3) | 同左(注3) |

(注1) 本人以外の方の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 成年被後見人が契約等の法律行為（日常生活に関する行為を除きます。）をした場合には、後で取り消されることがあります。

(注3) 民法第13条第1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注4) 家庭裁判所の審判により、民法第13条第1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注5) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

(参考：法務省ホームページ)

② 任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、公正証書により任意後見人を定め、支援してほしいことをあらかじめ契約（任意後見契約）で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されてから契約の効力が生じます。

(2) 成年後見人等の職務

成年後見人等の職務は大きく分けて「身上保護」と「財産管理」があります。

① 身上保護

成年後見人等が、成年被後見人等の生活、治療、療養、介護などに関する法律行為を行います。

② 財産管理

成年後見人等が、法律行為の代理権を行使して契約を締結したり、預貯金や収入支出の管理等をすることで成年被後見人等の財産上の利益を保護します。



厚生労働省「成年後見制度
ポータルサイト」マスコット
後犬(こうけん)ちゃん

3 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

国基本計画は促進法第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、国が講ずる成年後見制度の利用の促進に関する施策の基本的な計画として位置付けられています。

なお、促進法第14条第1項において、市町村は、国基本計画を勘案し、市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされていることを踏まえ、阿南市成年後見制度利用促進基本計画を策定するものです。

(2) 他の計画との関連

本計画は、本市の地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他福祉の各分野の「上位計画」と位置付けている「阿南市地域福祉計画」と一体的に取り組み、市民の権利擁護の充実を図るための一つの手段である成年後見制度の利用促進に係る施策を取りまとめた計画として位置づけられるものです。

なお、本計画の策定にあたっては、「阿南市総合計画2021▶2028～咲かせよう夢・未来計画2028～」 「阿南市高齢者福祉計画・阿南市介護保険事業計画」 「阿南市障害者基本計画」 「阿南市障がい福祉計画・阿南市障がい児福祉計画」 「阿南市子ども・子育て支援事業計画」 及び阿南市社会福祉協議会が策定する「阿南市地域福祉活動計画」とその他の関連計画との整合・連携を図ります。

阿南市地域福祉計画

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、高齢者、障がい者、児童その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めた福祉分野の上位計画

阿南市総合計画 2021▶2028
～咲かせよう夢・未来計画2028～



阿南市地域福祉計画

阿南市成年後見制度利用促進基本計画

阿南市高齢者福祉計画・阿南市介護保険事業計画

阿南市子ども・子育て支援事業計画

阿南市障害者基本計画
阿南市障がい福祉計画・阿南市障がい児福祉計画

その他関連計画



阿南市地域福祉活動計画(阿南市社会福祉協議会)



(3) 計画の期間

市第2期基本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。第3期以降の計画策定期間は5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

| 計画名 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|--------------------------|--------|-------|-----------------|------|--------------------------------|-----------------|------|------|------|------|
| 国の成年後見制度利用促進基本計画 | 第1期 | | | | 第2期 (R4年度～R8年度) | | | | | |
| 阿南市総合計画 | 第5次 後期 | | | | 阿南市総合計画 2021▶2028 (R3年度～R10年度) | | | | | |
| 阿南市地域福祉計画 | 第2期 | | | | 第3期 (R3年度～R7年度) | | | | | |
| 阿南市高齢者福祉計画・阿南市介護保険事業計画 | 第7期 | | 第8期 (R3年度～R5年度) | | | 第9期 (R6年度～R8年度) | | | | |
| 阿南市障害者基本計画 | 第3次 | | | | 第4次 (R3年度～R8年度) | | | | | |
| 阿南市障がい福祉計画 | 第5期 | | 第6期 (R3年度～R5年度) | | | 第7期 (R6年度～R8年度) | | | | |
| 阿南市障がい児福祉計画 | 第1期 | | 第2期 (R3年度～R5年度) | | | 第3期 (R6年度～R8年度) | | | | |
| 阿南市地域福祉活動計画 (阿南市社会福祉協議会) | 第2期 | | | | 第3期 (R4年度～R8年度) | | | | | |
| 阿南市成年後見制度利用促進基本計画 | | | | 第1期 | | 第2期 (R5年度～R9年度) | | | | |

第2章 成年後見制度に関する現状と課題

1 本市の状況

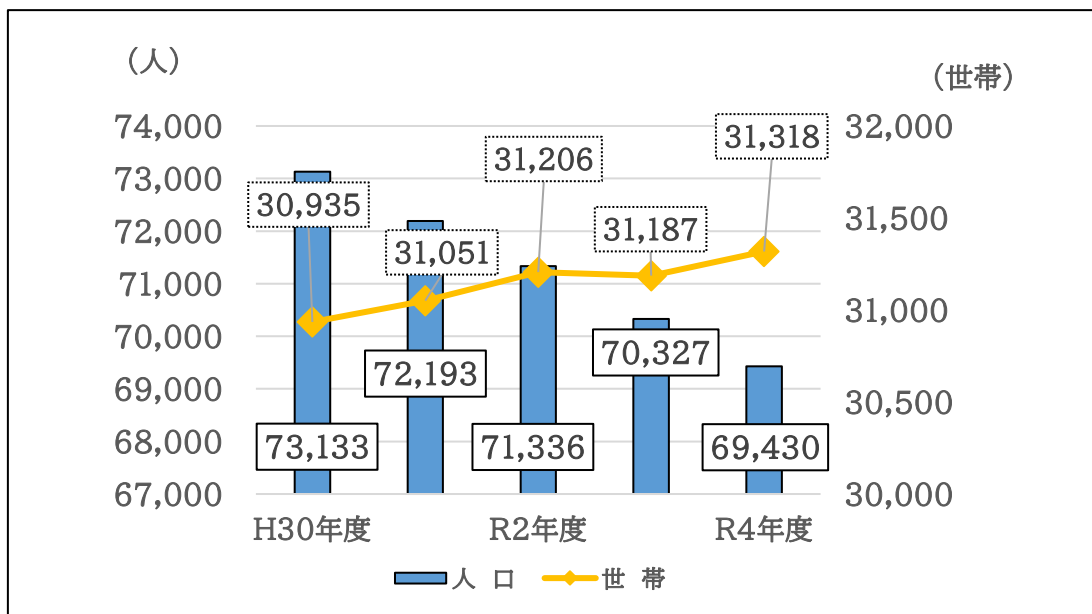
(1) 人口と高齢者の状況

本市の令和5年3月末日現在の人口は、69,430人で、世帯数は31,318世帯となっており、人口は年々減少しているにもかかわらず、世帯数は増加の傾向となっています。

また、65歳以上75歳未満の前期高齢者人口は、10,864人、75歳以上の後期高齢者人口は、12,799人、高齢化率は、34.08%となっています。これまで増加していた前期高齢者人口も令和2年度をピークに減少に転じ、今後も緩やかながらも減少傾向は続く予測されますが、人口の減少に伴い、高齢化率については、増加傾向となっています。

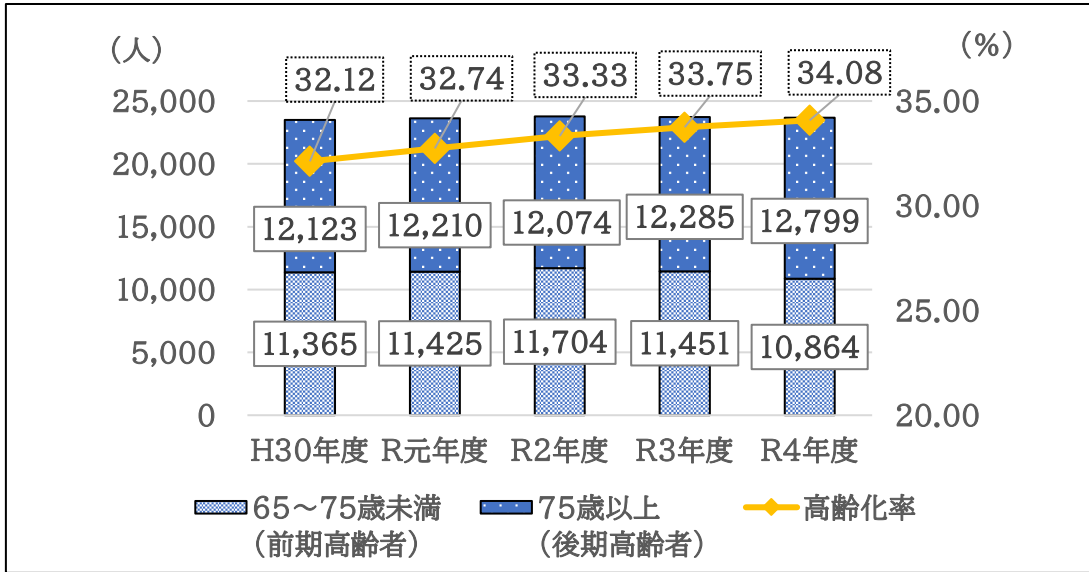
さらに、高齢化率の上昇及び世帯数の増加に伴い、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯も増加しています。

① 人口と世帯の推移



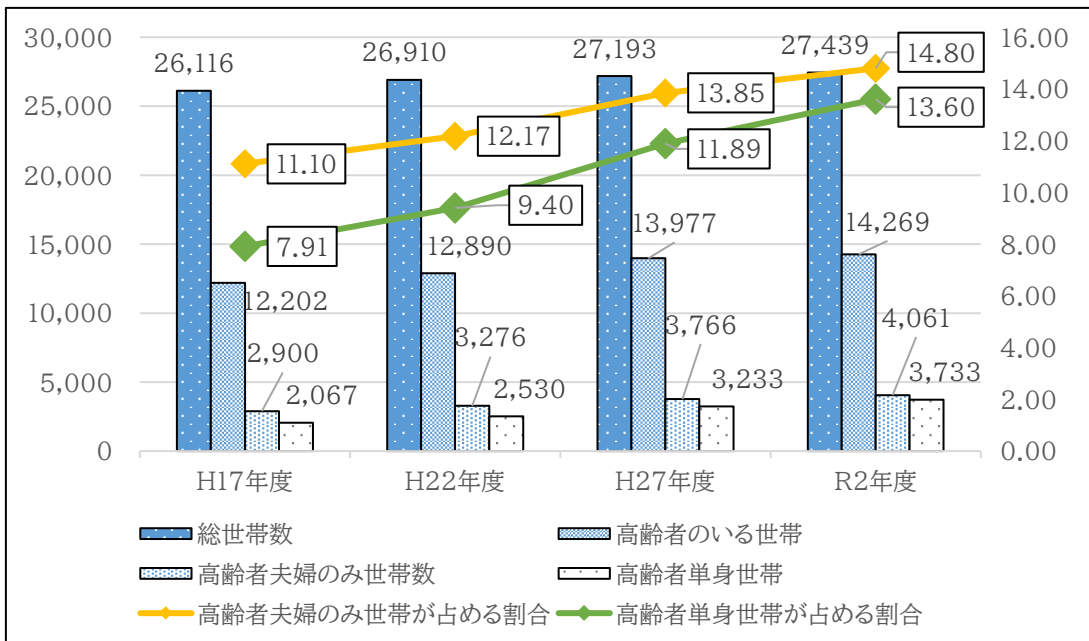
【資料】 市民生活課「住民基本台帳」(各年3月末時点)

② 高齢者人口の推移



【資料】 市民生活課「住民基本台帳」 (各年3月末時点)

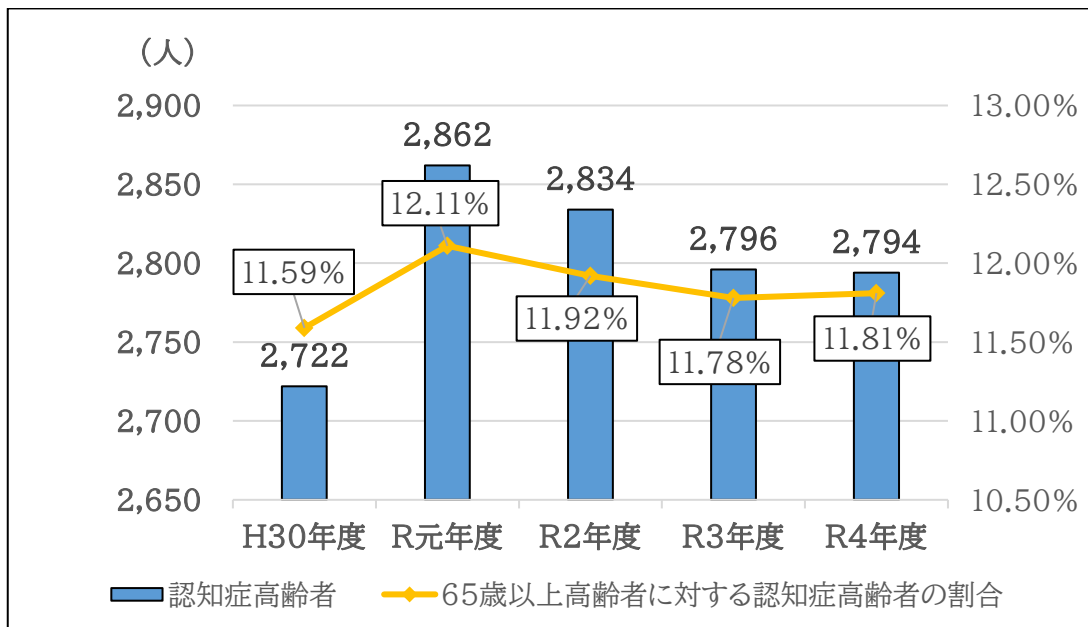
③ ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の推移



【出典】 平成17年～令和2年国勢調査結果 (総務省統計局)

④ 認知症高齢者

* 65歳以上で日常生活自立度判定基準Ⅱ以上の者（主治医意見書による結果）



(各年3月末時点)

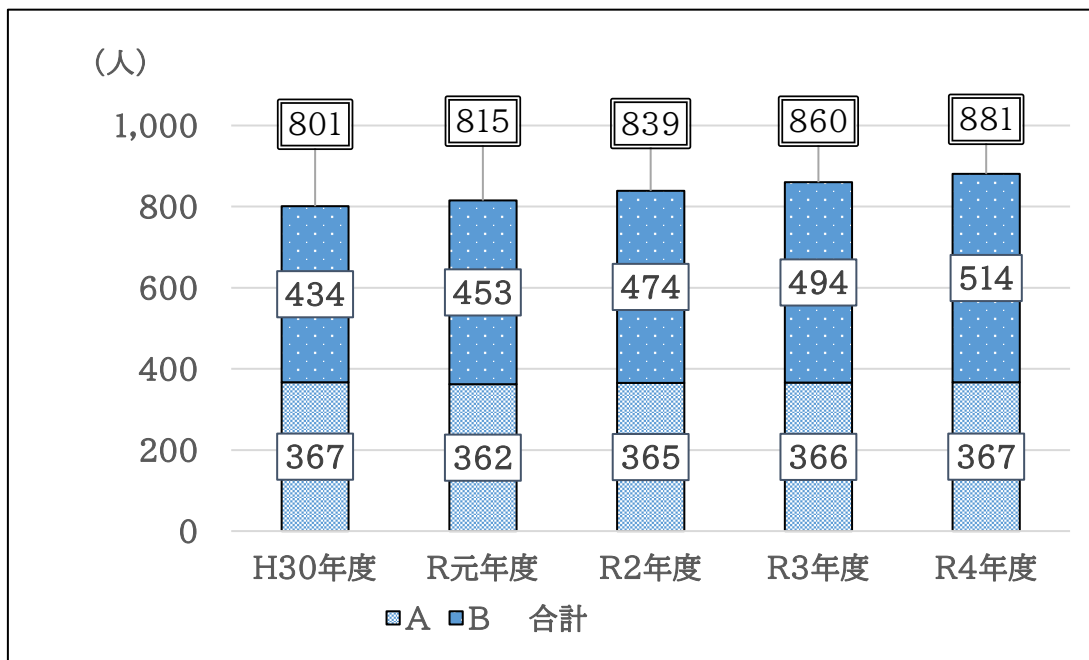
認知症高齢者の日常生活自立度

| ランク | 判断基準 | 見られる症状・行動の例 |
|-------|--|--|
| I | 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。 | |
| II | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 | |
| II a | 家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。 | たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等 |
| II b | 家庭内で上記Ⅱの状態がみられる。 | 服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等 |
| III | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。 | |
| III a | 日中を中心として上記Ⅲの状態がみられる。 | 着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等 |
| III b | 夜間を中心として上記Ⅲの状態がみられる。 | ランクⅢaに同じ |
| IV | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。 | ランクⅢに同じ |
| M | 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。 | せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等 |

(2) 障がい者の状況

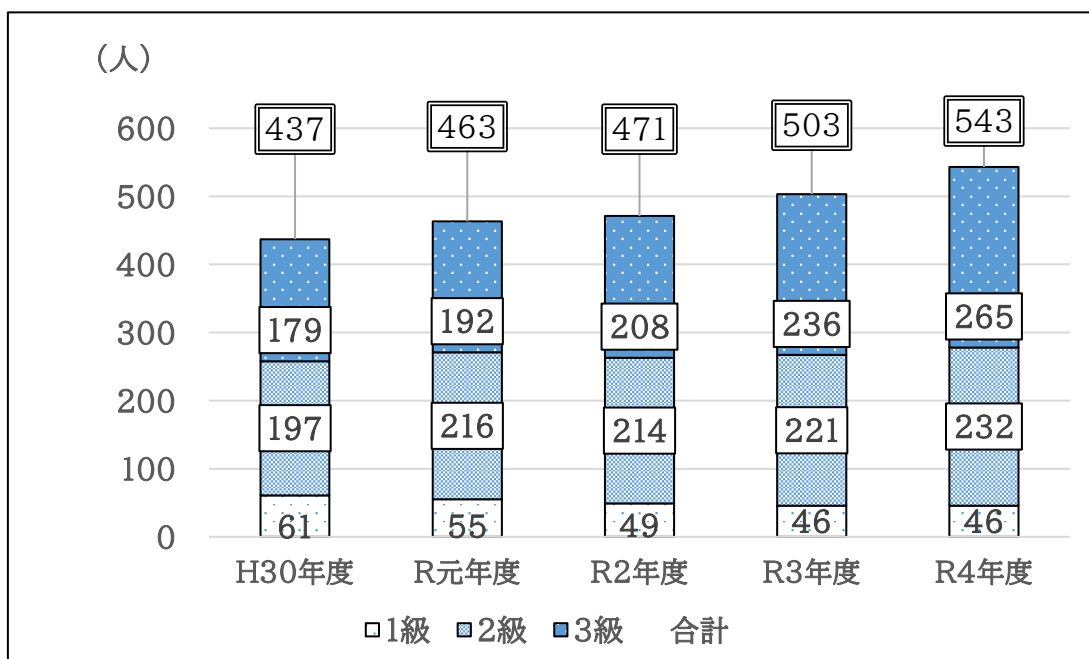
療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数については、増加傾向と
なっています。

① 療育手帳所持者数



(各年3月末時点)

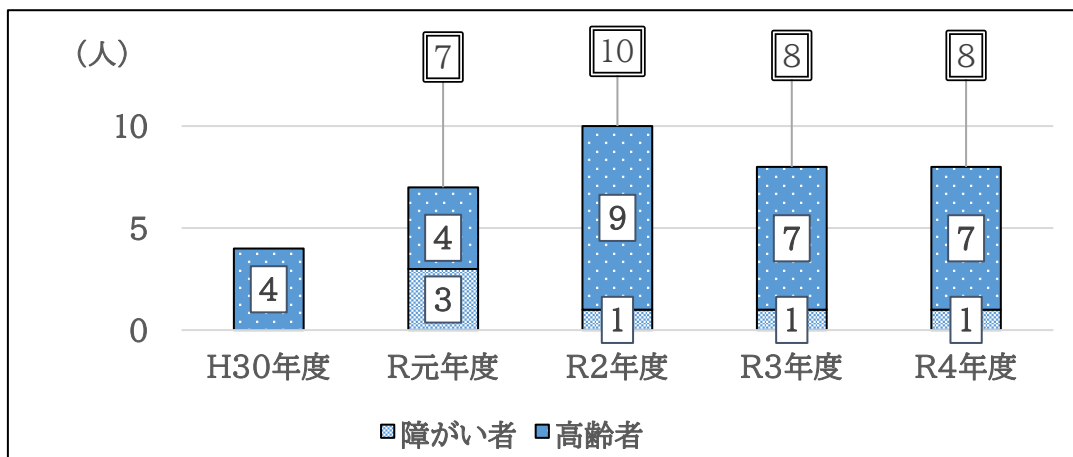
② 精神障害者保健福祉手帳所持者数



(各年3月末時点)

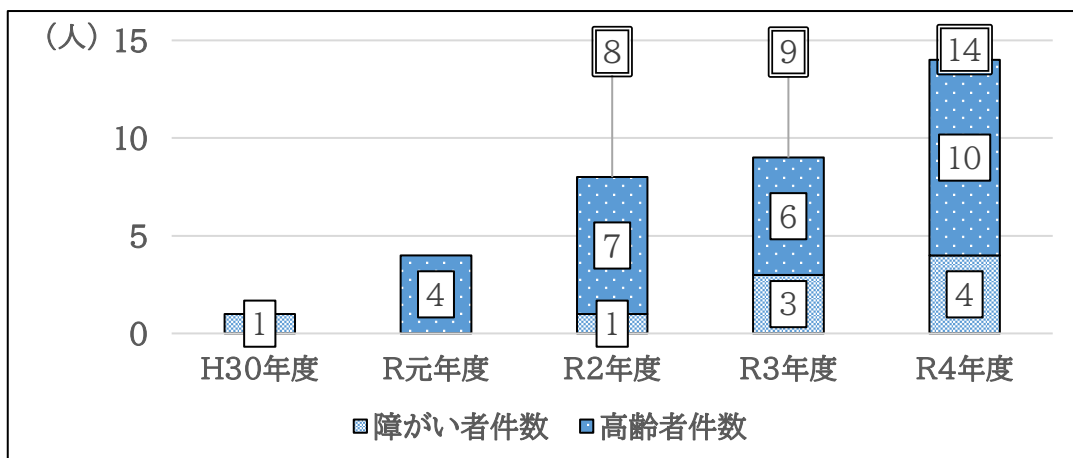
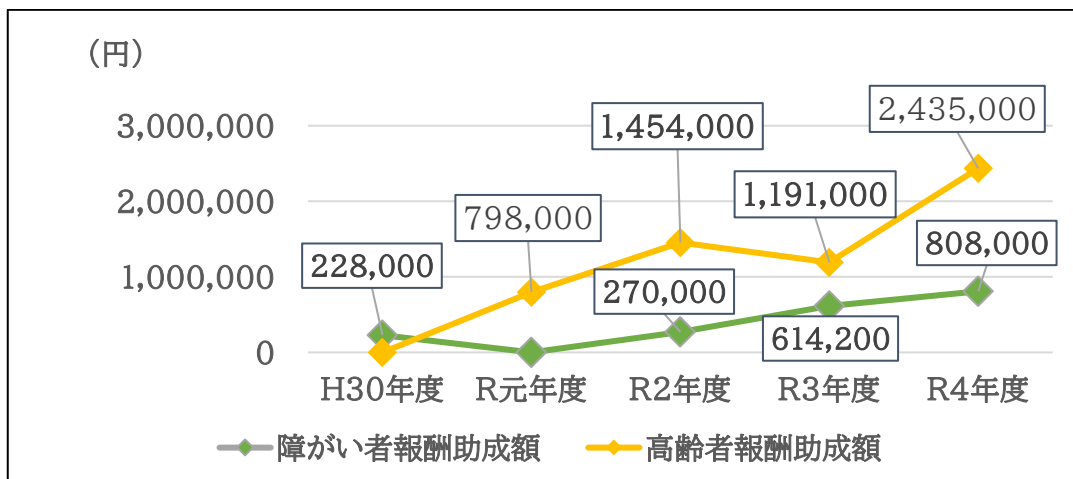
(3) 本市における成年後見制度に関する状況

① 成年後見制度市長申立件数



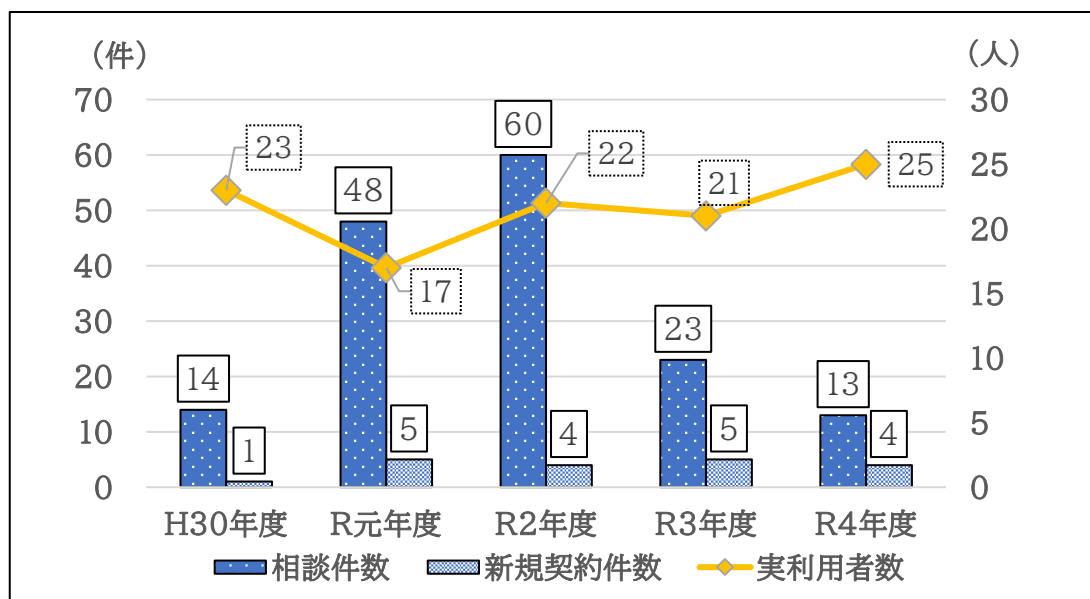
(各年3月末時点)

② 成年後見人等報酬助成金額・件数



(各年3月末時点)

(4) 日常生活自立支援事業の利用者数（阿南市社会福祉協議会）



（資料）阿南市社会福祉協議会提供

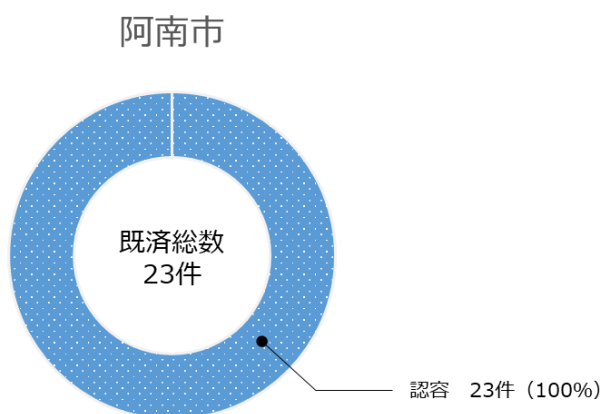
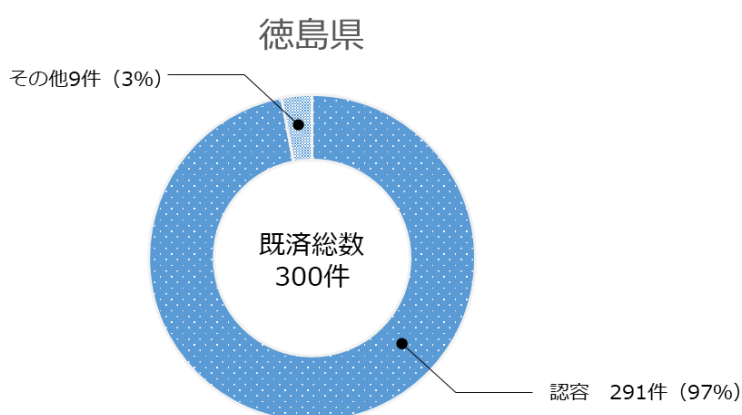
(5) 徳島県内における成年後見制度に関する状況

① 終局区分件数について

徳島県全体では、合計300件のうち、認容で終局したものは291件で97.0%、阿南支部では、合計23件のうち、認容で終局したものは23件で100%となっています。

| | 既済総数 | 後見開始 | | | 保佐開始 | | | 補助開始 | | | 任意後見監督人選任 | | |
|------|------|------|----|-----|------|----|-----|------|----|-----|-----------|----|-----|
| | | 認容 | 却下 | その他 | 認容 | 却下 | その他 | 認容 | 却下 | その他 | 認容 | 却下 | その他 |
| 徳島県 | 300 | 220 | 0 | 6 | 47 | 0 | 3 | 21 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| 阿南支部 | 23 | 17 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |

(令和4年1月から令和4年12月末まで)



(注) その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

【資料】 徳島家庭裁判所

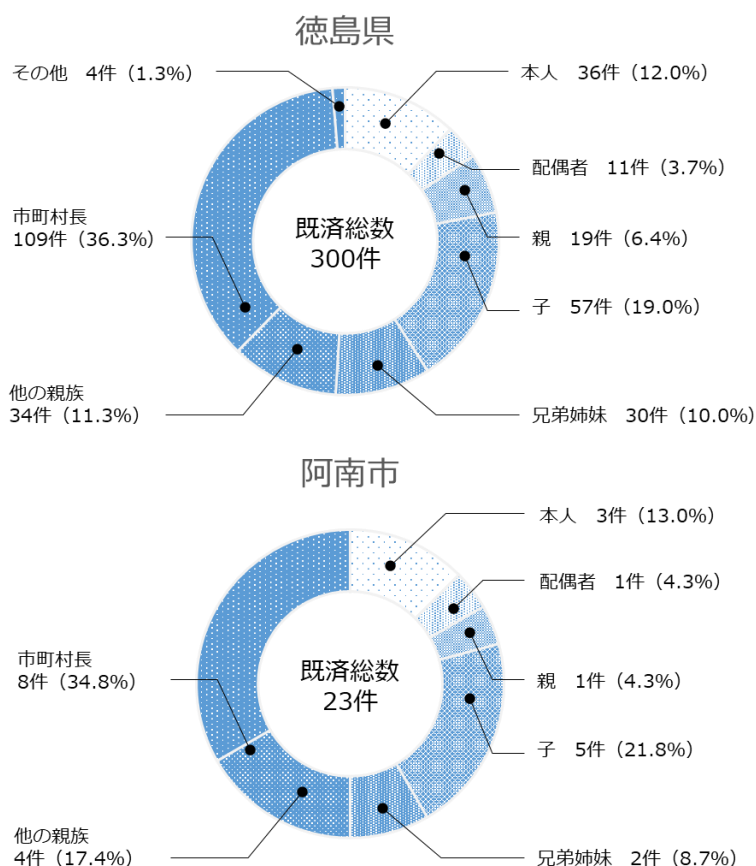
② 申立人と本人の関係について

徳島県全体では、合計300件のうち、申立人は、市町村長が最も多く109件で全体の36.3%を占め、次いで子が57件で19.0%、本人が36件で12.0%となっています。

阿南支部においても合計23件のうち、申立人は、市町村長が最も多く8件で全体の34.8%を占め、次いで子が5件で21.8%、他の親族が4件で17.4%を占めています。

| | 既済総数 | 本人 | 配偶者 | 親 | 子 | 兄弟姉妹 | 他の親族 | 市町村長 | その他 |
|------|------|----|-----|----|----|------|------|------|-----|
| 徳島県 | 300 | 36 | 11 | 19 | 57 | 30 | 34 | 109 | 4 |
| 阿南支部 | 23 | 3 | 1 | 1 | 5 | 2 | 4 | 8 | 0 |

(令和4年1月から令和4年12月末まで)



(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

(注2) 他の親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等以内の親族をいう。

(注3) その他には、法定後見人等、任意後見人等、検察官等を含む。

(注4) 1件の終局事件について、複数の申立人がいる場合があるため、総数の合計が終局件数の合計と一致しない。

【資料】徳島家庭裁判所

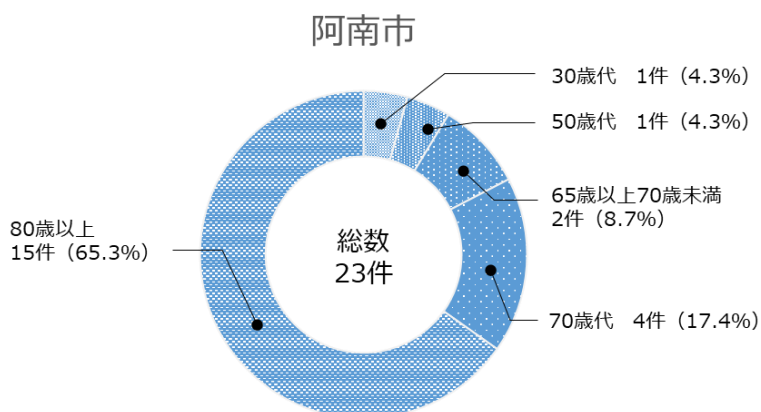
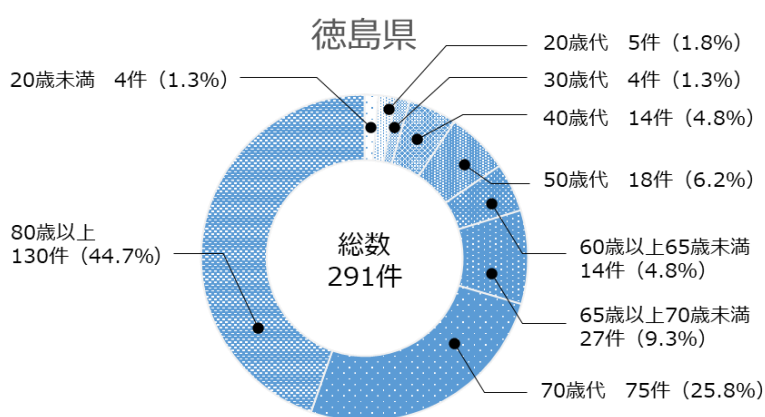
③ 開始時の本人の年齢について

徳島県全体では、80歳以上が最も多く130件で全体の44.7%を占め、次いで70歳代が75件で25.8%となっています。

阿南支部においても80歳以上が最も多く15件で全体の65.3%を占め、次いで70歳代が4件で17.4%となっています。

| | 総数 | 20歳未満 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳以上 65歳未満 | 65歳以上 70歳未満 | 70歳代 | 80歳以上 |
|------|-----|-------|------|------|------|------|----------------|----------------|------|-------|
| 徳島県 | 291 | 4 | 5 | 4 | 14 | 18 | 14 | 27 | 75 | 130 |
| 阿南支部 | 23 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 4 | 15 |

(令和4年1月から令和4年12月末まで)



(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

【資料】 徳島家庭裁判所

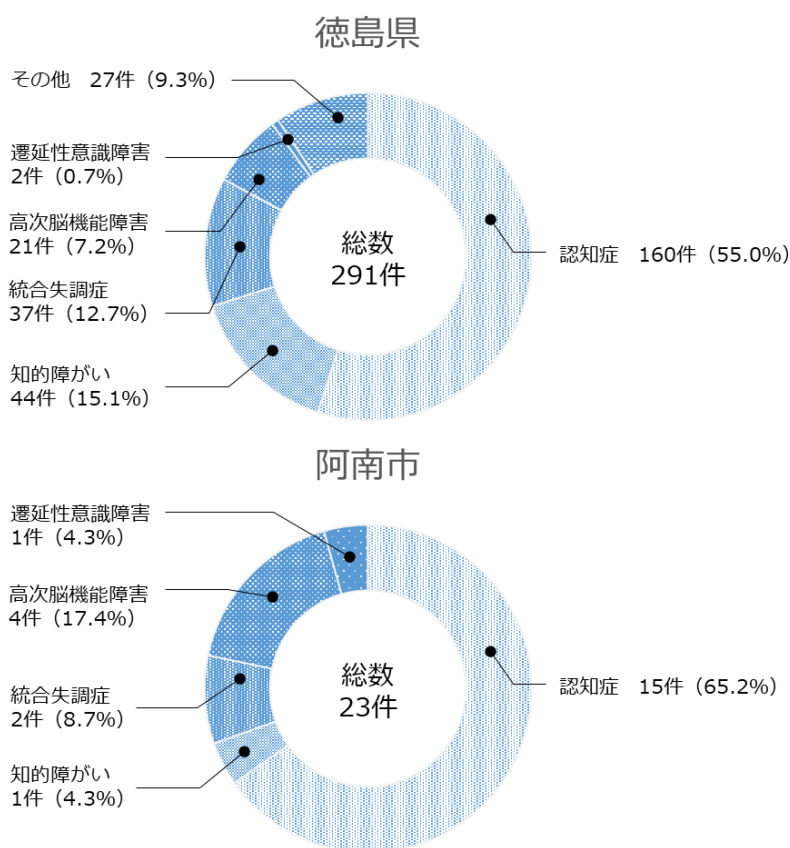
④ 開始原因について

徳島県全体では、認知症が最も多く160件で全体の55.0%を占め、次いで知的障がい44件で15.1%、統合失調症が37件で12.7%となっています。

阿南支部においても、認知症が最も多く15件で全体の65.2%を占め、次いで高次脳機能障がい4件で17.4%、統合失調症が2件で8.7%となっています。

| | 総数 | 認知症 | 知的障がい | 統合失調症 | 高次脳機能障がい | 遷延性意識障害 | その他 |
|------|-----|-----|-------|-------|----------|---------|-----|
| 徳島県 | 291 | 160 | 44 | 37 | 21 | 2 | 27 |
| 阿南支部 | 23 | 15 | 1 | 2 | 4 | 1 | 0 |

(令和4年1月から令和4年12月末まで)



(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

(注2) 各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。

(注3) その他には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症、てんかんによる障がい等を含む。

【資料】徳島家庭裁判所

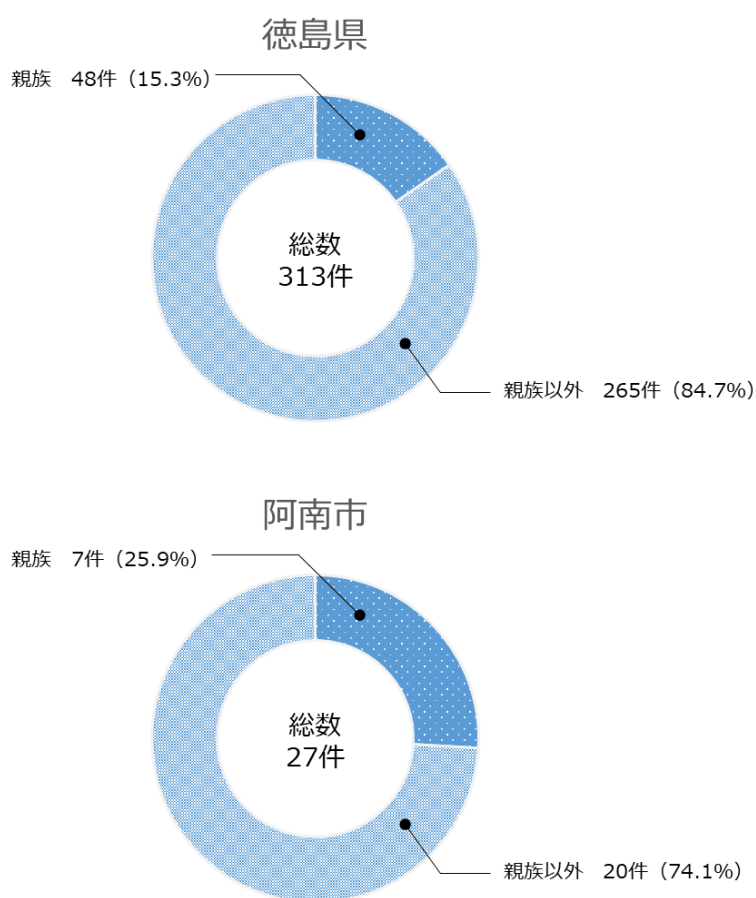
⑤—1 成年後見人等と本人の関係について

徳島県全体では、親族が48件で全体の15.3%。親族以外が265件で84.7%となっています。

阿南支部においては、親族が7件で全体の25.9%、親族以外が20件で74.1%となっています。

| | 総数 | 親族 | 親族以外 |
|------|-----|----|------|
| 徳島県 | 313 | 48 | 265 |
| 阿南支部 | 27 | 7 | 20 |

(令和4年1月から令和4年12月末まで)



(注1) 1件の終局事件について、複数の成年後見人等がいる場合があるため、総数の合計が終局件数の合計と一致しない。

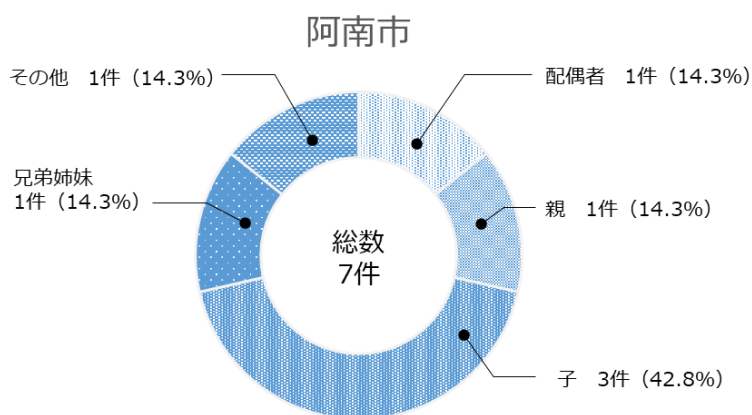
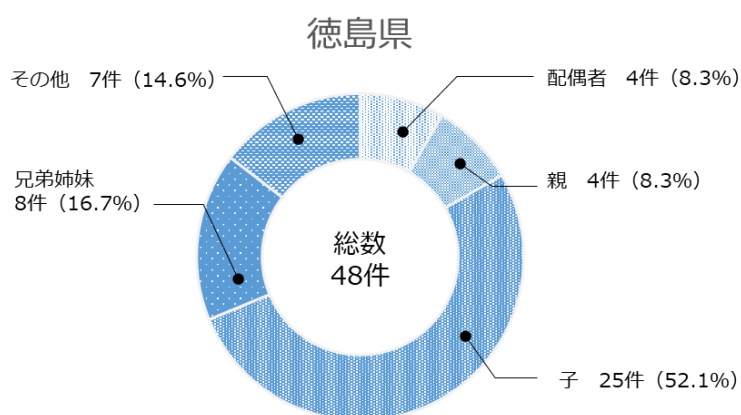
(注2) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

【資料】徳島家庭裁判所

⑤—2 親族の内訳

| | 総数 | 配偶者 | 親 | 子 | 兄弟姉妹 | その他 |
|------|----|-----|---|----|------|-----|
| 徳島県 | 48 | 4 | 4 | 25 | 8 | 7 |
| 阿南支部 | 7 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 |

(令和4年1月から令和4年12月末まで)



(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

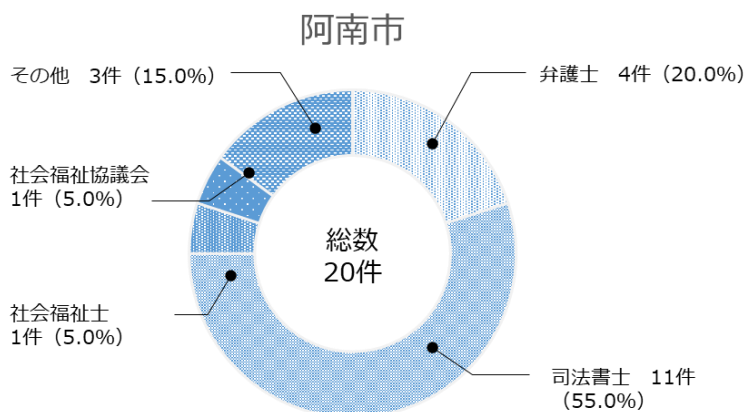
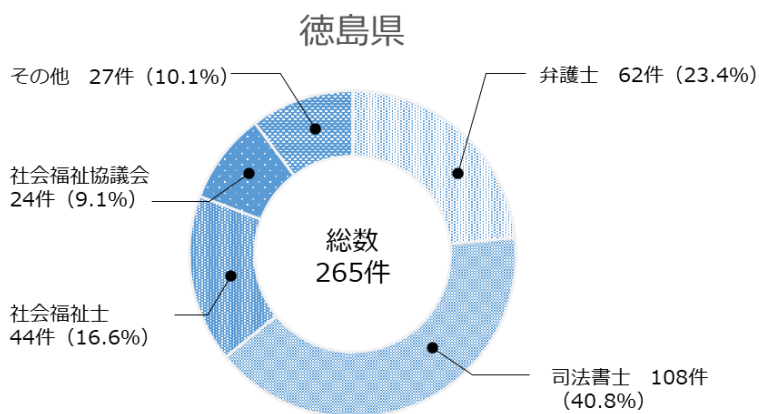
(注2) その他には、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族(甥、姪、叔父(伯父)、叔母(伯母)、従兄弟、従姉妹等)を含む。

【資料】徳島家庭裁判所

⑤—3 親族以外の内訳

| | 総数 | 弁護士 | 司法書士 | 社会福祉士 | 社会福祉協議会 | その他 |
|------|-----|-----|------|-------|---------|-----|
| 徳島県 | 265 | 62 | 108 | 44 | 24 | 27 |
| 阿南支部 | 20 | 4 | 11 | 1 | 1 | 3 |

(令和4年1月から令和4年12月末まで)



(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

(注2) その他には、行政書士、税理士等を含む。

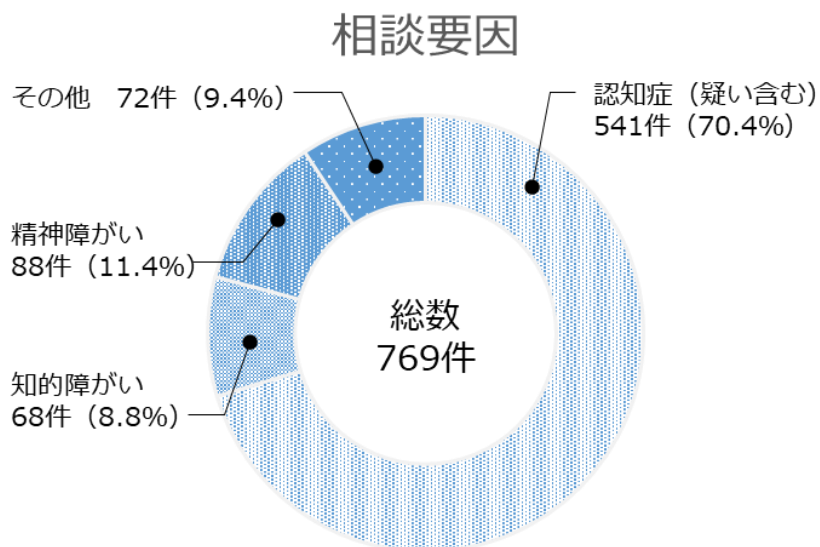
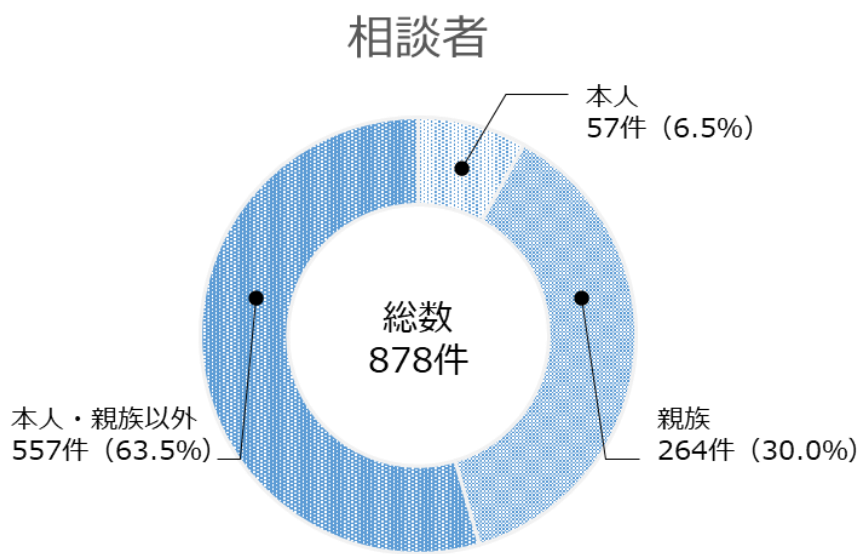
【資料】徳島家庭裁判所

2 阿南市成年後見センター（^{たす}援^{あい}愛）（P44参照）の状況

(1) 相談件数

| 年度 | 相談件数 | 相談者内訳 | | | 相談要因内訳 | | | | 相談内容内訳 | |
|------|------|-------|------|---------|---------------|-----|-----|-----|----------|----------|
| | | 本人 | 親族 | 本人・親族以外 | 認知症 (疑い含む) | 障がい | | その他 | 財産 管理 | 身上 保護 |
| | | | | | | 知的 | 精神 | | | |
| R3年度 | 287件 | 6件 | 101件 | 191件 | 171件 | 19件 | 66件 | 29件 | 219件 | 212件 |
| R4年度 | 484件 | 51件 | 163件 | 366件 | 370件 | 49件 | 22件 | 43件 | 408件 | 412件 |

※ 重複あり（各年3月末時点）



（令和3年度・令和4年度の合計）

(2) 市民後見人の養成について

成年後見制度の利用が一層促進されるよう、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方の後見支援にあたる市民後見人の養成研修として、令和4年度に徳島県社会福祉協議会、南部圏域の市町村及び市町村社会福祉協議会の共同主催により、権利擁護支援者養成研修（注）を実施しました。

令和5年1月31日現在、6名が権利擁護支援者養成研修を修了しています。修了者の内、希望者については、阿南市社会福祉協議会の法人後見活動の一部を担うこととなり、今後、市民後見人としての活躍が期待されます。

（注）権利擁護支援者養成研修は、ステップ1からステップ3のプログラムで構成されています。

- ステップ1 地域の高齢者や障がい者の支援における基礎を学ぶ内容
- ステップ2 成年後見制度における法人後見支援員、市民後見人等権利擁護活動の担い手となる上での基礎知識を習得する内容
- ステップ3 法人後見を実施している市町村社会福祉協議会で実施し、被後見人等への支援に随行し、被後見人等の関わり方及び家庭裁判所への報告の仕方を学ぶ、市民後見人の実務的な内容

3 本市における課題

(1) 相談支援事業所へのアンケート結果

① 調査概要

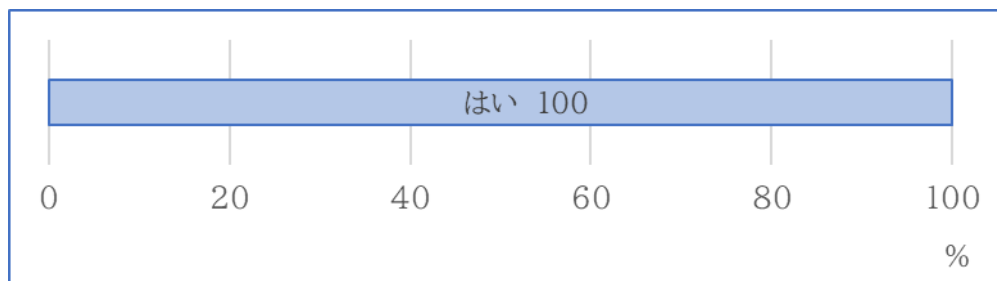
阿南市内の相談支援事業所を対象に、成年後見制度の利用状況やニーズを調査しました。

| | |
|------|-------------------------|
| 調査対象 | 阿南市内で相談支援業務を実施している15事業所 |
| 実施期間 | 令和4年11月28日～令和4年12月9日 |
| 調査方法 | 郵送、メール、FAXによるアンケート調査 |
| 回答数 | 13事業所（回答率：86%） |

② 主な集計結果

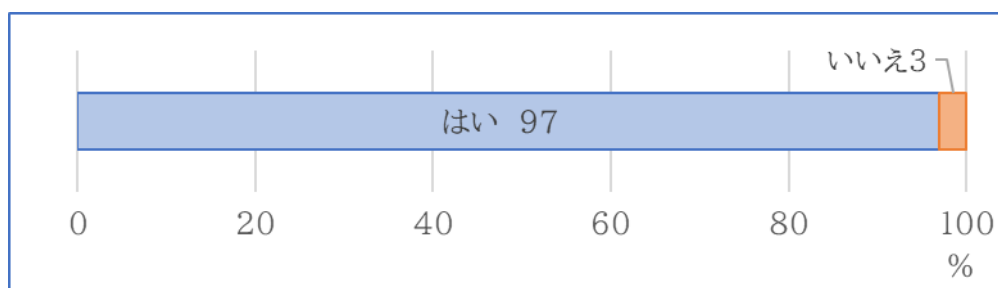
◆成年後見制度について知っていますか。

全回答者が成年後見制度を知っていると答えています。



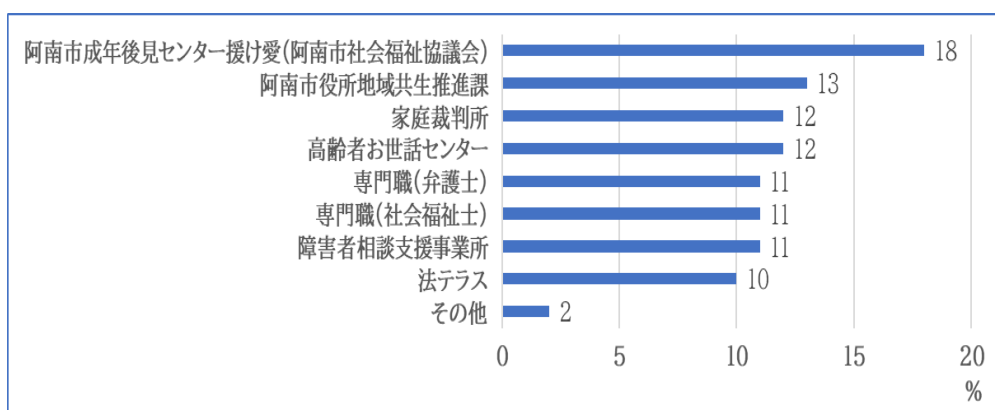
◆成年後見制度の相談窓口を知っていますか。

回答者の97%が知っていると答えています。



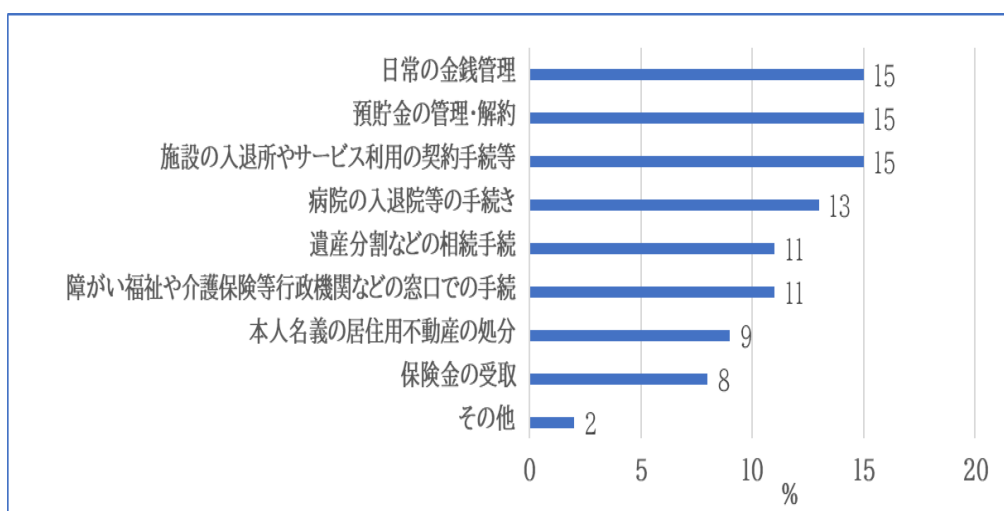
◆成年後見制度の相談窓口を知っていると回答した人にお聞きします。
知っている相談窓口はどこですか。(複数回答可)

知っている相談窓口については、「阿南市成年後見センター^{たす あい}援け愛（阿南市社会福祉協議会）」が18%と最も高く、次いで「阿南市役所地域共生推進課」（13%）、「家庭裁判所」、「高齢者お世話センター」が（12%）と続いています。



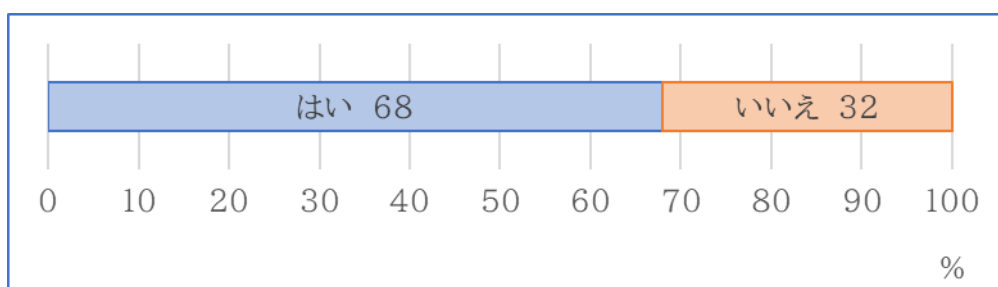
◆成年後見人等に期待する役割は何ですか。（複数回答可）

成年後見人等に期待する役割については、「日常の金銭管理」、「預貯金の管理・解約」、「施設の入退所やサービス利用の契約手続等」が15%と最も高く、次いで「病院の入退院等の手続き」（13%）、「遺産分割などの相続手続」、「障がい福祉や介護保険等行政機関などの窓口での手続」（11%）と続いています。



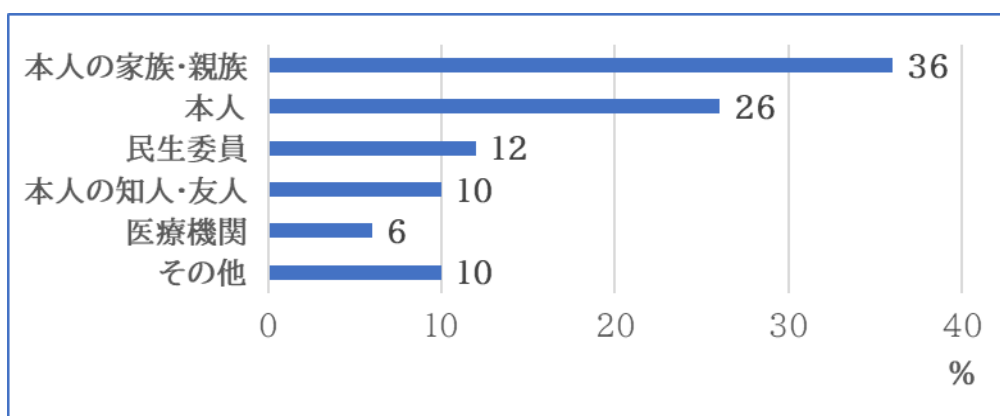
◆成年後見制度に関する相談を受けたことがありますか。

回答者の68%が相談を受けたことがあると答えています。



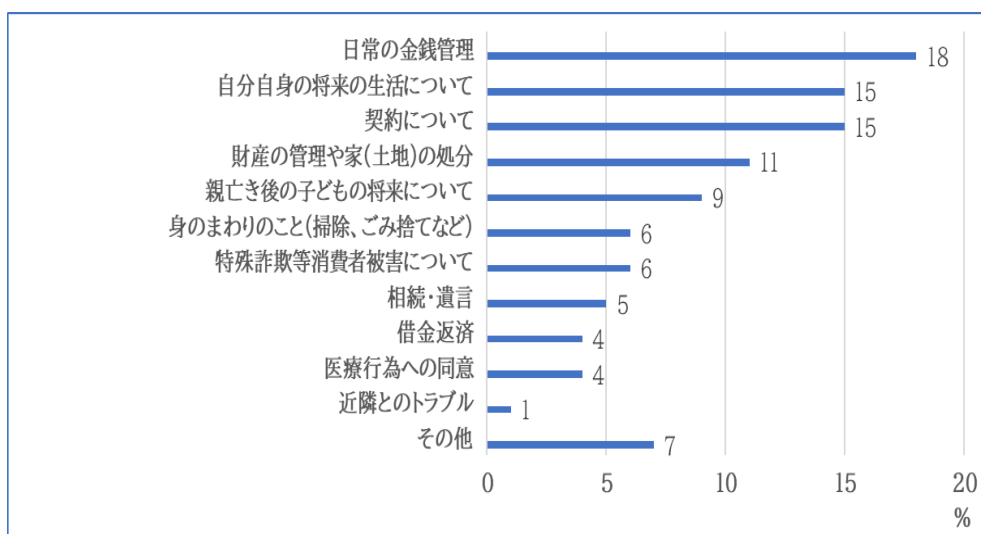
◆成年後見制度に関する相談を受けたことがあると回答した人にお聞きします。どこから相談を受けましたか。（複数回答可）

成年後見制度に関する相談については、「本人の家族・親族」から受ける割合が36%と最も高く、次いで「本人」（26%）、「民生委員」（12%）、「本人の知人・友人」（10%）と続いています。



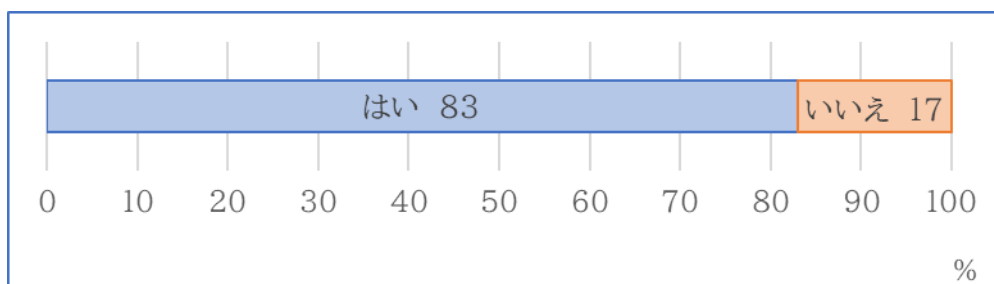
◆成年後見制度に関する相談を受けたことがあると回答した人にお聞きします。どのような問題について相談を受けましたか。（複数回答可）

相談者から受けた内容については、「日常の金銭管理」が18%と最も高く、次いで「自分自身の将来の生活について」、「契約について」（15%）、「財産の管理や家（土地）の処分」（11%）と続いています。



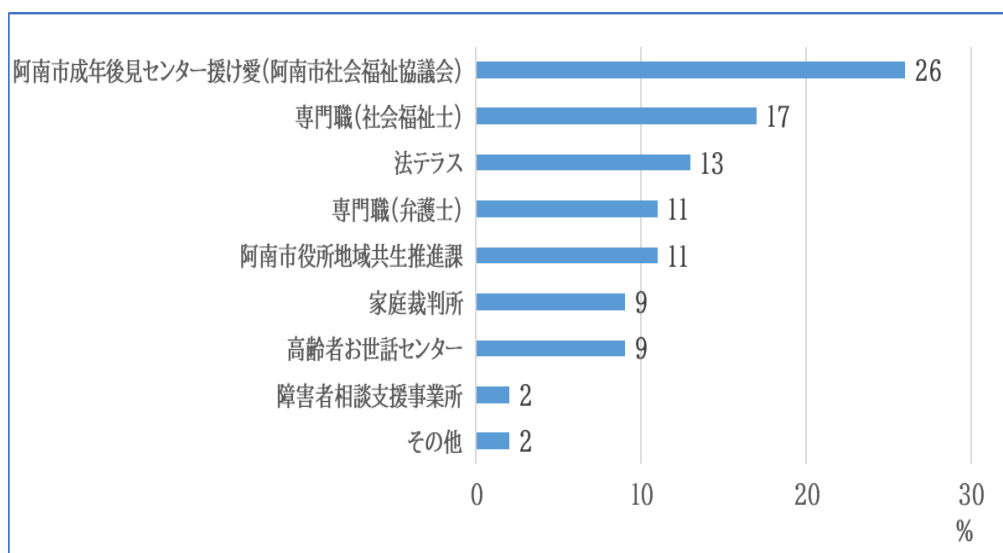
◆成年後見制度に関する相談を受けたことがあると回答した人にお聞きします。相談を受けた際、成年後見制度に関する相談をつないでいますか。

回答者の83%が相談をつないでいると答えています。



◆相談を受けた際、成年後見制度に関する相談をつないでいると回答した人にお聞きします。相談の主なつなぎ先を教えてください。(複数回答可)

相談の主なつなぎ先は、「阿南市成年後見センター^{たす}援け愛^{あい}(阿南市社会福祉協議会)」が26%と最も高く、次いで「専門職(社会福祉士)」(17%)、「法テラス」(13%)、「専門職(弁護士)」、「阿南市役所地域共生推進課」(11%)と続いています。

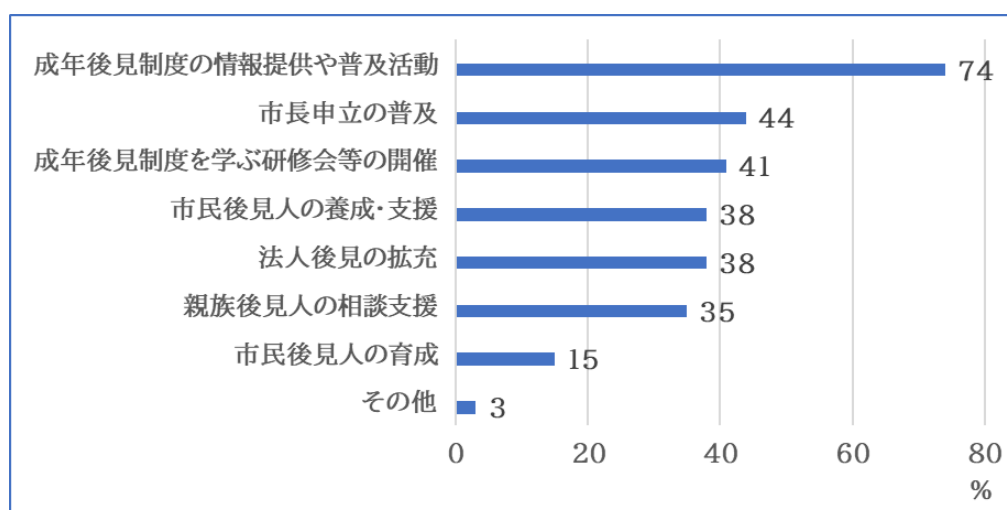


◆相談を受けた際、成年後見制度に関する相談をつないでいないと回答した人にお聞きします。その理由を教えてください。

- ・今すぐではない、緊急ではない。
- ・いずれ成年後見を利用しなければならないかもしれないとの相談であったので、まだ、利用には至っていない。
- ・将来的に利用したいとの相談であったため。

◆成年後見制度の利用を促進するために必要なことは何とご思いますか。

成年後見制度の利用促進に必要なことについては、「成年後見制度の情報提供や普及活動」が74%と最も高く、次いで「市長申立の普及」(44%)、「成年後見制度を学ぶ研修会等の開催」(41%)、「市民後見人の養成・支援」(38%)、「法人後見の拡充」(38%)と続いています。



◆ 成年後見制度や金銭管理について、対応に困ったことがあればお聞かせください。（自由記載）

- ・近年高齢者の相談も増えており、成年後見制度の利用についても思考するケースもありますが、即応した対応が難しい。特に、金銭管理に関してはネガティブなニュースが先行しており、言い出しにくい。
- ・本人の預貯金を親族が使おうとするケースがある。
- ・周囲からみて必要性を感じても、本人にその気持ちがない。ある程度、理解力が残っている場合、なかなか制度利用に結びつかない。
- ・制度の説明をしても理解が難しい。補助類型レベルだと本人は必要性を感じておらず、費用がかかるので利用をしない場合が多い。
- ・本人が管理能力低下の認識がないため、金銭管理を任せる意向がない。病院受診や費用がかかる問題があった。
- ・親類の方が申請をしたが、申請者が体調悪く、代行で申請した。親類の方が高齢者お世話センターから遠方に居住されているケースで、申請手続に何度も遠方まで訪問することが困った。



◆ 成年後見制度について課題等があればお聞かせください。（自由
記載）

- ・ 成年後見人や未成年後見人になった人が財産を使い込むといったトラブルにならないように、開示等の書面で確認するだけでなく都度適切に使用されているか確認する必要があると考えている。
- ・ 成年後見制度を利用せず、支援者（親族以外の）が預金等の財産管理を行っている事例が見受けられる。不要な事故を防ぐためにも制度の普及が必要と考える。
- ・ 「後見」「保佐」「補助」の区分の対象となる方の状態が、素人目には判断しづらい。また、本人が意図しないところで親類縁者等の方が相談に来られても、状態がわからないのでお答えしづらい。
- ・ 残された家族のことが気がかりで、相談にこられるケースが多々ある。その方の不安を取り除くためにもとても大切な制度であると認識してる。制度がどれだけの方に周知されているか知らなければならぬと思う。
- ・ 後見人に必ず報酬が支払われる制度が全国的に整えば、担い手も増えると思われる。
- ・ 障がいがあり地域生活を送られている方のサポートは、本人の意向に沿って関係機関等で見守っている。ただ、金銭管理の必要性が考えられ、制度利用を検討するため、本人や家族に説明するが同意を得ることが難しい。
- ・ 報酬や申立て費用を心配される方がいる。なるべく簡潔に説明しても、相手は具体的にイメージすることが難しいように思う。
- ・ 成年後見制度利用について、一般の方には分からないことが多く、まずは申立てに費用がかかり、いくらくらいかかるのか、一目でわかるように一番に教えてもらえたらと思う。（見てわかる制度や費用など）
- ・ 申立事務の簡略化等はできないのか。
- ・ 専門職にしても、法人にしても、親族にしても、個人の裁量が含まれるため、後見人等の質が問われる。市民後見人を養成するにしても、その人材の質をどのように担保するのか、対象者の意思決定支援や権利擁護をいかに支援するのが課題の一つと思われる。

◆ 成年後見制度利用促進の施策に期待する点があればお聞かせください。（自由記載）

- ・本人の為に動いてもらえる後見人が増えてもらえればと思う。
- ・制度に疎い、高齢者や一般の方に分かりやすい説明や制度利用に係る費用もわかりやすく説明されたパンフレットなどがあれば、利用がしやすくなるのではないかと。また、弁護士などが関わってくれるが敷居が高いように感じるのも、もっと敷居が低ければと期待したい。
- ・人権と権利が守られ、安心して生活が送れるような施策になることを期待する。
- ・認知症など、判断能力が低下した時等、安心して生活が送れることを期待する。
- ・個人ではなく、後見人として管理運営してくれる事業所が増えればより安心できるのではと考える。
- ・成年後見制度に関して、独居の高齢者が激増している今日こそ必要な制度だと思っている。しかし、その高齢者が制度を理解できるかに疑問があるし、自分の資産(金銭等)を利用するのに、費用がかかる事に躊躇するかもしれないと思うと勧めにくい。昨今、高齢者を狙った悪質な詐欺等には効果もあるし、資産管理もできるので有効な制度で、「国民の生命と財産を守る」趣旨の制度であることの周知に尽きると思う。
- ・身寄りのない人、親亡き後の障がい者の方達が利用しやすいよう、制度のわかりやすさ、相談のしやすさが整うよう期待したい。
- ・不正が多いと聞く。その防止に市民後見人の養成、親族後見人の支援を拡充させて後見人を多くの方が見守り、地域で協力体制をつくってほしい。
- ・被後見人の人生のサポート役として、相性が合う方が後見人となれるような専門職が手を挙げやすくなるような報酬助成の成立。
- ・不安なく制度利用ができるよう、わかりやすく情報提供し利用することで家族や本人が後悔せず安心して日常生活が送れるようになること。
- ・阿南市成年後見センターができて、相談がとてもしやすくなった。
- ・相談場所としての阿南市成年後見センターをもっと啓発していく。

(2) 介護支援専門員の意見

令和4年度阿南市介護支援専門員ネットワーク会議における権利擁護に関する研修会の受講者に対し、アンケートを実施

- ・阿南市にも、ケアマネが定期的に法律相談できる機会が欲しい。
- ・権利擁護や成年後見の講義はとても分かりやすく、今まで知らなかったことを理解することができた。
- ・これから中核機関をもっと利用していきたいと思った。
- ・成年後見制度を利用するにあたり、どんな書類があるのか、どれくらいの日数がかかるのか等、具体的な手順を知りたい。利用者や家族にこの制度を紹介する時に、曖昧な情報を伝えたくない。
- ・家庭裁判所で決まった法定後見人と、ケアマネの支援内容の区切りがはっきり分からず、困る時がある。
- ・以前、成年後見制度を活用する時に、裁判所に提出する書類の整備が難しく、司法書士に依頼したケースがあったので、阿南市成年後見センターを知ることで、今後相談できる機関があることは大変心強いと感じている。
- ・意思決定を大切に、家族も利用者も双方の意向をいかにせようになりたいと勉強になった。
- ・実際に後見人選定に係るプロセスを知りたい。
- ・実際に後見人が必要になった場合、活用できるか不安である。
- ・ケアマネが制度の利用が必要と思っても、本人が了解しなければ利用できないと言われたこともあり、悩ましいことがあった。

4 第1期計画の取組評価

目標 成年後見制度利用促進と新たな仕組みづくり

市第1期基本計画において主な取組ごとに設定した取組内容について評価を行いました。

【評価の判断基準】

| | |
|---|----------------|
| × | できていない |
| △ | 実施しているが、十分ではない |
| ○ | 実施した |

基本施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

| 1-1 支援体制の構築 | | | |
|--------------------|--|----|---------------------------|
| 主な取組 | 取組内容 | 評価 | |
| ① ネットワークの構築 | 協議会の事務局を担う中核機関やその他の関係機関で構成される権利擁護の地域連携ネットワークを構築する。 | ○ | 令和3年4月から中核機関を委託により設置している。 |
| | | × | 地域連携ネットワークの構築はできていない。 |
| ② 協議会の組織化及び運営 | 法律・福祉の専門職や相談機関、地域関係者等により構成される協議会を組織し、会を運営する。 | × | 協議会の組織化及び運営はできていない。 |
| ③ チーム支援についての検討及び実施 | 本人の生活面の支援や権利擁護を適切に行うチーム構成や支援方策を検討する。 | × | チーム支援の方法等について協議できていない。 |

| | | | |
|---------------|-------------------------------|---|--|
| ④ 家庭裁判所との情報交換 | 制度利用にあたり、家庭裁判所との情報交換・調整を密に行う。 | △ | 個別ケースに関し、家庭裁判所と成年後見人等の選任についての情報交換は必要に応じ実施しているが、調整を密に行うことはできていない。 |
|---------------|-------------------------------|---|--|

| 1-2 中核機関の整備 | | | |
|------------------------|---|----|--|
| 主な取組 | 取組内容 | 評価 | |
| ① 中核機関の機能についての検討及び設置運営 | <p>中核機関の機能、人員等組織体制について検討し設置及び運営する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>中核機関の機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広報機能 ● 相談機能 ● チーム支援 ● 成年後見人等受任者調整 ● 担い手の育成・活動の促進 ● 後見人等への支援 ● 協議会の運営 </div> | ○ | <p>中核機関の設置については、令和3年4月に阿南市社会福祉協議会への委託により実施している。（配置人員は1人）</p> <p>また、中核機関の機能については、市第1期基本計画の中で検討済である。</p> |
| | | △ | <p>●中核機関の機能として実施しているもの・・・「広報機能」「相談機能」「成年後見人等受任者調整」「担い手の育成」</p> <p>●中核機関の機能として実施できていないもの・・・「チーム支援」「担い手の活動の促進」「後見人等への支援」「協議会の運営」</p> |
| ② 広報の実施 | 市民向け講演会及び事業者向け説明会を開催し、制度についての周知を行う。 | △ | 市民向け講演会は実施できなかったが、制度については、社協だよりに4回掲載した。また、高齢者お世話センターの各部会及び地域の会等に参加し、制度の周知・広報を年間13回行った。 |

| | | | |
|---------------------------------|--------------------------------------|---|---|
| ③ 相談の実施 | 専門職による相談会を実施する。また、中核機関に常設の相談窓口を設置する。 | × | 専門職による相談会は実施していない。 |
| | | ○ | 中核機関である「阿南市成年後見センター ^{たす あい} 援け愛」への相談件数は、令和3年度287件、令和4年度484件であった。 |
| ④ 成年後見人等受任者の調整に関する検討及び実施 | 成年後見人等の受任調整の方策を検討し、調整を行う体制を整備する。 | ○ | 受任者調整会議における審議件数は、令和3年度8件、令和4年度19件であった。 |
| ⑤ チーム支援についての検討及び実施 (再掲 1-1③) | 本人の生活面の支援や権利擁護を適切に行うチーム構成や支援方策を検討する。 | × | 再掲 1-1③に記載 |
| ⑥ 市民後見人の養成についての検討 | 市民後見人養成研修に向けた準備をする。 | ○ | 市民後見人の養成研修を令和4年度に実施した。(令和5年1月31日現在、6名が権利擁護支援者養成研修を修了) |

基本施策2 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善

| 2-1 意思決定支援と身上保護の重視 | | | |
|---------------------------------------|---|-----|--|
| 主な取組 | 取組内容 | 評 価 | |
| ① 保佐・補助及び任意後見の利用促進 | 保佐・補助及び任意後見を周知する市民向け講演会を開催する。また、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行について検討する。 | × | 保佐・補助・任意後見等の制度ごとに周知する必要があるができていない。 |
| | | ○ | 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行については、適切な時期に検討している。 |
| ② 意思決定支援及び身上保護についての理解促進 | 意思決定支援について理解を深めるための研修を行う。 | △ | 介護支援専門員を対象として、意思決定支援についての研修会を実施したが、十分に実施できているとは言えない。 |
| ③ 成年後見人等受任者の調整に関する検討及び実施 (再掲 1-2④) | 成年後見人等の受任調整の方策を検討し、調整を行う体制を整備する。 | ○ | 再掲 1-2④に記載 |
| ④ 市民後見人の養成についての検討 (再掲 1-2⑥) | 市民後見人養成研修に向けた準備をする。 | ○ | 再掲 1-2⑥に記載 |

| 2-2 制度を必要とする人を利用につなげる支援の実施 | | | |
|----------------------------|--|-----|---|
| 主な取組 | 取組内容 | 評 価 | |
| ① 広報の実施 (再掲 1-2 ②) | 市民向け講演会及び事業者向け説明会を開催し、制度についての周知を行う。 | △ | 再掲 1-2②に記載 |
| ② 相談の実施 (再掲 1-2 ③) | 専門職による相談会を実施する。また、中核機関に常設の相談窓口を設置する。 | × | 専門職による相談会は実施していない。 |
| | | ○ | 中核機関である「阿南市成年後見センター ^{たす あい} 援け愛」への相談件数は、令和3年度287件、令和4年度484件であった。 |
| ③ 市長申立の実施 | 制度利用を必要としても、身寄りがない、または親族の協力が得られない等により申立が困難な場合は市長申立を行う。 | ○ | 市長申立件数は、令和3年度8件、令和4年度8件であった。 |
| ④ 申立費用及び報酬の助成対象者の拡大 | 本人に資力のない場合は、市長申立に限らず、本人、親族申立についても申立費用及び後見報酬を助成できるよう検討・協議を行う。 | ○ | 要綱に基づく助成件数は、令和3年度9件、令和4年度14件であった。 |

基本施策 3 不正防止の制度と利用しやすさの調和

| 3 安心かつ安全な制度の運用 | | | |
|-----------------|--|-----|---------------------------|
| 主な取組 | 取組内容 | 評 価 | |
| ① 不正の未然防止のための取組 | 中核機関が中心となり、不正事案を専門職団体等と共有するとともに、親族後見人への制度の周知等を行い、制度の理解や不正防止の意識の向上を図る。 そのほか国の施策をもとに実施していく。 | × | 具体的な取組は行っていない。 |
| ② 家庭裁判所との連携 | 制度利用にあたり家庭裁判所との連携を図る。 | × | 協議会の構成員としての連携体制は構築できていない。 |

【総合評価と今後の課題】

● 基本施策 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

市の地域の実情に応じた地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度の効果的な利用促進を図るために、令和3年4月から中核機関（阿南市成年後見センター^{たす あい}援け愛）を阿南市社会福祉協議会への委託により設置しました。

中核機関（阿南市成年後見センター^{たす あい}援け愛）が備えるべき機能は、「広報機能」「相談機能」「チーム支援」「成年後見人等受任者調整」「担い手の育成・活動の促進」「後見人等への支援」「協議会の運営」となりますが、市第1期基本計画の取組評価を行った結果、「広報機能」「相談機能」「成年後見人等受任者調整」「担い手の育成」については、概ね達成できたといえますが「チーム支援」「担い手の活動の促進」「後見人等への支援」「協議会の運営」については、取組が実施できていないという評価であり、中核機関の機能を十分にいかすことができていない状況です。

こうしたことから、権利擁護が必要な人を発見し、必要な支援へつな

げ、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制として「地域連携ネットワーク」を構築するために、今後においては、「重層的支援体制整備事業」の多機関連携による支援の仕組みを活用しながら、整備・推進していくこととします。

● 基本施策2 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善

中核機関（阿南市成年後見センター^{たす あい}援け愛）への令和4年度における年間相談件数が延484件となっており、令和3年度における年間相談件数延287件から大幅に増加しています。

また、相談支援事業所へのアンケート結果により、成年後見制度の相談窓口として中核機関である阿南市成年後見センター^{たす あい}援け愛の認知度が高い結果となっていることから、相談窓口の周知が図られていると言えますが、一方で、制度自体への理解が不十分であるため、制度利用につなぐことができない状況にあることも分かりました。

成年後見制度の利用者がメリットを実感できるためには、相談支援業務を担う専門職が制度を理解した上で制度利用につなげ、成年後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行う必要があることから、中核機関による進行管理の下、福祉・行政・法律専門職など多様な主体が連携する「チーム支援」体制を整備・推進していくこととします。

● 基本施策3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

相談支援事業所へのアンケートの意見の中には、「成年後見制度についてデメリットのイメージが強い」、「成年後見人等が財産を使い込むといったトラブルにならないか」といった声もあることから、制度を安心して利用できる仕組みづくりが求められています。市第1期基本計画期間中においては、主な取組として実施予定であった「不正の未然防止のための取組」や「家庭裁判所との連携」が実施できていない状況です。

今後においては、家庭裁判所と連携を図り、「チーム支援」の機能により不正事案の発生を未然に防止する仕組みを整備・推進します。

第3章 第2期計画の考え方

1 第2期計画の基本理念と策定方針

阿南市成年後見制度利用促進基本計画は、促進法及び国基本計画の趣旨に基づき、成年後見制度の利用が必要な高齢者及び障がい者等に対する制度の周知・啓発と利用の促進を総合的かつ計画的に推進するため、市が講ずる成年後見利用促進の施策の体系を整理し、市が主体となり総合的に推進していくための計画であると同時に、全ての市民が「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な活動主体との連携を深め、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指すための計画でもあります。

市第2期基本計画の策定にあたっては、上位計画である阿南市地域福祉計画の基本理念『あんしんと 福祉でえがく 笑顔のまち あなん』を本計画においても準用し、同計画及びその他関連計画との調和と整合を図るとともに、阿南市地域福祉計画における4つの基本目標を踏まえながら本計画における目標及び具体的な基本施策を定めるものとします。また、本計画の推進により得られた成果や課題等については、PDCA サイクルにより阿南市地域福祉計画にフィードバックするものとします。

【阿南市地域福祉計画】

～ 基本理念 ～

あんしんと 福祉でえがく 笑顔のまち あなん

基本目標①

助け合い
支え合う人と
地域づくり

基本目標②

福祉活動の推進
と
担い手づくり

基本目標③

誰もが
利用しやすい
福祉環境づくり

基本目標④

安心して暮らせる
安全なまちづくり

2 第2期計画の目標及び基本施策

国第二期基本計画の基本的な考え方及び目標を踏まえ、市第2期基本計画の目標及び次に掲げる3項目を「基本施策」と位置付け、具体的な取組の展開を図ります。

～ 目標 ～

地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 基本施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- 基本施策2 誰もが安心して制度を利用できる環境整備
- 基本施策3 権利擁護の理解促進

基本施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合があります。また、身寄りがないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいます。

さらに、成年後見制度の認知度は十分でなく、制度自体が複雑で利用につながらない現状があります。

そのため、中核機関と市は、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）として、「チーム」による支援体制の構築及び「協議会」の組織化等に取り組むこととします。

基本施策2 誰もが安心して制度を利用できる環境整備

高齢や障がいにより、判断能力が不十分な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向けては、成年後見制度を広く市民生活に定着させていくことが必要です。

また、成年後見制度を利用者が安心して利用するためには、適切な申立ての実施に関する支援及び成年後見人等選任後の監督機能の充実・強化が必要であることから、家庭裁判所との連携を強化するとともに、中核機関と市が連携の上、成年後見制度の利用につながる体制を整備し、成年後見人等の適切な後見業務の遂行を支援し、不正防止につなげます。

さらには、今後、成年後見制度の利用者の増加が予測されることから、市民後見人を含む新たな担い手の確保・育成及び活躍支援を推進します。

基本施策3 権利擁護の理解促進

市民への権利擁護についての理解促進を図るため、保佐・補助・任意後見等の制度ごとの周知や、様々な機会や媒体を活用した情報発信及び講習会・研修会を実施します。

また、権利擁護支援を行うには、本人の意思決定や身上保護の在り方が重要であり、本人が安心して成年後見制度を利用するためには、本人の能力に応じた周りの人のサポートや制度の活用が必要です。そのために、専門職等への意思決定支援や身上保護の在り方についての啓発活動を行います。



3 第2期計画の施策体系

阿南市地域福祉計画

基本理念 あんしんと 福祉でえがく 笑顔のまち あなん

基本目標

- ① 助け合い支え合う人と地域づくり
- ② 福祉活動の推進と担い手づくり
- ③ 誰もが利用しやすい福祉環境づくり
- ④ 安心して暮らせる安全なまちづくり

第2期阿南市成年後見制度利用促進基本計画

目標 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

| 基本施策 | | 具体的な取組項目 |
|-----------|----------------------|---|
| 基本施策 1 | 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり | ① 「チーム」による支援体制の構築 ア 相談窓口の連携体制の整備 イ チームづくり ウ チームの役割 エ 中核機関のチームへの支援 |
| | | ② 「協議会」の組織化及び運営 ア 協議会の役割 イ 家庭裁判所との連携 |
| 基本施策 2 | 誰もが安心して制度を利用できる環境整備 | ① 本人の状況を踏まえた成年後見制度の利用支援に係る事業の推進 ア 市町村申立ての適切な実施と成年後見制度の利用推進 イ 受任者調整等の支援 ウ 成年後見制度利用支援事業の利用促進 |

| | | |
|-----------|---------------|--|
| | | エ 日常生活自立支援事業の利用促進 オ 任意後見制度の利用促進 |
| | | ② 家庭裁判所との連携強化 |
| | | ③ 新たな担い手の確保・育成及び活躍支援 ア 市民後見人の養成等 イ 親族後見人への支援 |
| 基本施策 3 | 権利擁護の 理解促進 | ① 市民への広報活動 ア リーフレットの配布 イ 市広報誌「広報あなん」等による 制度の周知 ウ 啓発事業の実施 エ 重層的支援体制整備事業における 「地域づくり」の取組と連携した周知 |
| | | ② 専門職等への意思決定支援及び身上 保護についての理解促進 |



第4章 実現に向けた具体的な取組

基本施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援の地域連携ネットワークは、「地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み」であり、本市においては、地域連携ネットワークを重層的支援体制整備事業※1の一部と位置づけ、重層的支援体制整備事業の枠組みを活用した包括的な地域連携ネットワーク※2の構築を目指します。

【中核機関「阿南市成年後見センター^{たす あい}援け愛」の概要】

(1) 設置の区域

阿南市全域

(2) 運営

阿南市社会福祉協議会(阿南市からの委託)

(3) 機能

ア 広報機能 イ 相談機能 ウ チーム支援調整機能
 エ 成年後見人等受任者調整 オ 担い手の育成・活動の促進
 カ 後見人等への支援 キ 協議会の運営

| | |
|------|---|
| 中核機関 | 権利擁護支援を必要とする市民の方を迅速に適切な支援につなげるために、各関係機関で編成する「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関です。 |
| チーム | 権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や地域・保健・医療等の関係者と成年後見人等がチームとなって、日常的に本人を見守り、本人の意思を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みです。 |
| 協議会 | 専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関が、連携体制を強化し、権利擁護支援体制及び地域連携ネットワークの機能を強化するための取組について、継続的に協議を行う組織です。 |

※1 重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業とは、社会福祉法第106条の4第2項に規定する、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する事業です。

阿南市では、令和5年4月に重層的支援体制整備事業を推進するため、「阿南市地域まるごとサポートセンター」を設置しました。重層的支援体制整備事業における「阿南市地域まるごと支援会議」においては、複雑化・複合化した課題を持つ市民に対し、チームによる支援の実施、地域課題の抽出を行い、「阿南市まんなか会議」では、地域課題についての検討、地域づくり、社会資源の開発及び政策の立案・提言を行います。

※2 地域連携ネットワークの三つの役割

(1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人(財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など)の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

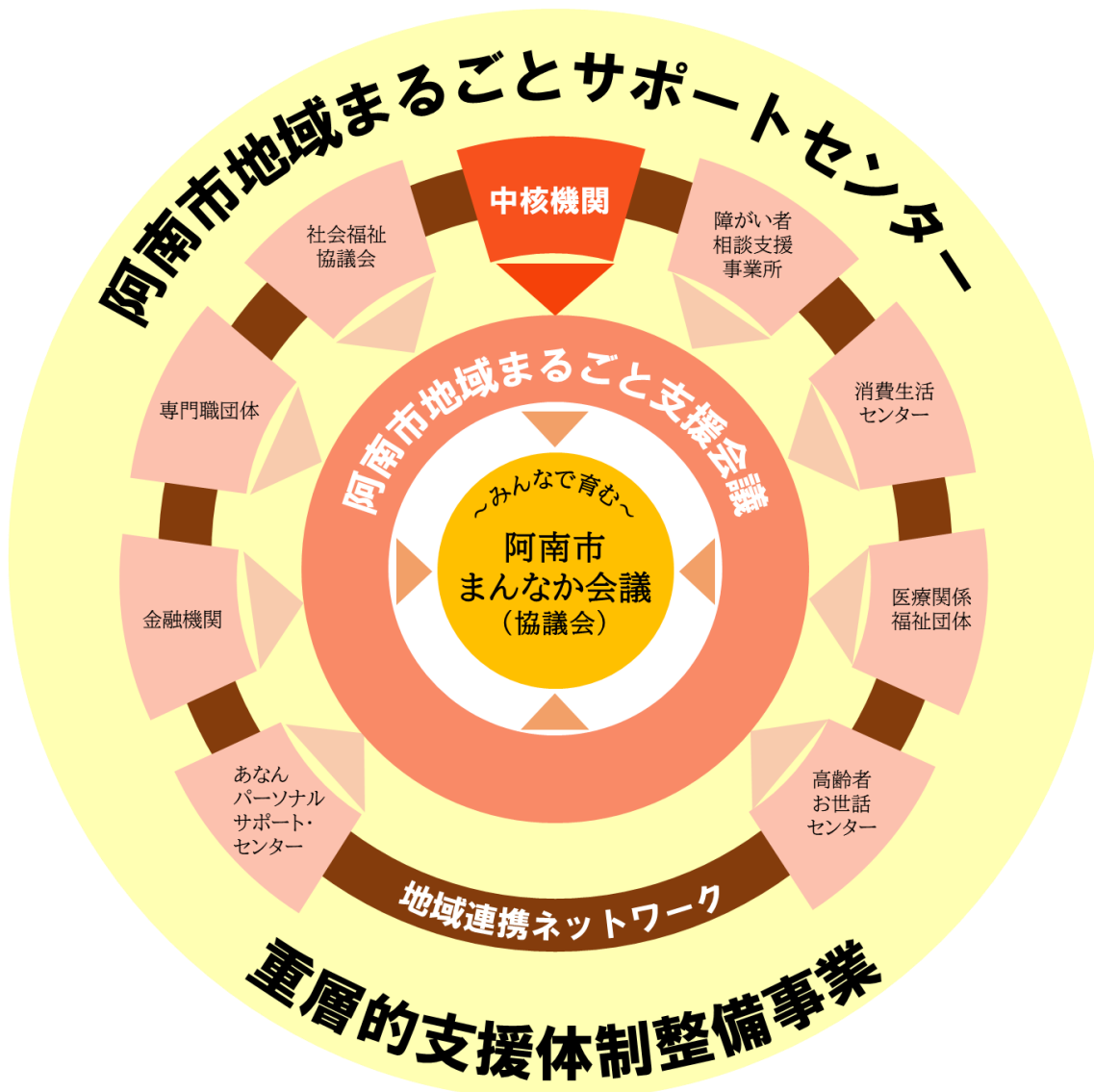
(2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう窓口等の体制を整備します。

(3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた支援を可能とする地域の支援体制を構築します。

(重層的支援体制整備事業と地域連携ネットワークの関係図)



| | |
|--------------------------|---|
| <p>阿南市地域まるごとサポートセンター</p> | <ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業を推進する。 中核機関その他関係機関と密に連携し、多職種が連携するネットワーク（地域連携ネットワーク）を構築する。 |
| <p>阿南市地域まるごと支援会議</p> | <ul style="list-style-type: none"> 複雑化・複合化した課題を持つ世帯等に対する個別ケース会議を実施する。 会議においては、個別ケースに関連する専門職等が出席し、支援方法の検討、役割分担、支援の実施、評価を行う。 個別ケースから地域課題を抽出する。 |
| <p>阿南市まんなか会議（協議会）</p> | <ul style="list-style-type: none"> 個別ケース等より把握された地域課題に対し、施策の立案等を行う。 |

① 「チーム」による支援体制の構築

地域連携ネットワークにおける基本的仕組みの一つとして、本人を成年後見人等とともに支える「チーム」による支援体制を構築します。

ア 相談窓口の連携体制の整備

高齢者お世話センター、障がい者相談支援事業所、あなんパーソナル・サポート・センター等の相談窓口や家庭裁判所との連携を強化し、本人に権利擁護に関する支援ニーズが生じたとき又は成年後見人等が支援を行う上で困難に直面し、多機関による支援が必要なときに、「阿南市成年後見センター^{たす あい}援け愛」又は「阿南市地域まるごとサポートセンター」に速やかにつながる体制を整備します。

イ チームづくり

「阿南市地域まるごとサポートセンター」は、中核機関と連携し、多職種による支援が必要な障がい者や高齢者等について、「阿南市地域まるごと支援会議」を実施し、成年後見人等、利用者の身近な親族、介護支援専門員、障がい者（児）相談支援専門員、医療関係者、介護・障がい福祉サービス事業所、認知症初期集中支援チーム、民生委員・児童委員、地域の関係者等により支援方針の検討及び役割分担（チームの形成）を行い、本人の意思を尊重した支援を行います。

ウ チームの役割

チームは、後見等開始前においては、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等で構成され、地域の中で権利擁護支援が必要な人に対し、必要な支援へ結びつける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）役割を果たします。

後見等開始後においては、成年後見人等がチームに加わり、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援及び身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ成年後見人等と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し支援する役割を果たします。

エ 中核機関のチームへの支援

中核機関は、市と連携し、支援方針の検討、適切な申立ての調整、専門的助言、相談対応等を通じてチームの形成・自立を支援します。

② 「協議会」の組織化及び運営

地域連携ネットワークにおけるもう一つの基本的仕組みとして、専門職団体など地域の関係機関で編成する協議会を組織化し、地域連携ネットワークの機能強化に関する取組について協議します。

本市では、重層的支援体制整備事業の「阿南市まんなか会議」を「協議会」と位置づけ、法律・福祉の専門職団体や権利擁護に関する関係機関における継続的な協議を行い、「顔の見える関係性」を構築します。

ア 協議会の役割

協議会は、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・行政書士会等の専門職団体、社会福祉協議会、権利擁護センター、高齢者お世話センター、医療・福祉関係団体、金融機関、民生委員等地域関係団体等の代表者によって構成し、チームを支えるための機能（権利擁護の相談支援、チームの形成支援及び自立支援）を強化するための地域の体制づくりに関する取組として、支援を通じて発見された地域課題についての検討を行い、地域づくり及び社会資源の開発に関し、政策の立案及び提言を行います。

イ 家庭裁判所との連携

協議会の運営においては、国第二期基本計画において、家庭裁判所の関与を求めることとされていることから、成年後見制度を含む地域の権利擁護支援に関することについて家庭裁判所との情報交換・連携を推進します。

基本施策2 誰もが安心して制度を利用できる環境整備

権利擁護支援が必要な全ての人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、成年後見制度を必要とする人が、誰でも利用できる環境を整備する必要があることから、成年後見制度等の利用促進体制の強化を図ります。

① 本人の状況を踏まえた成年後見制度の利用支援に係る事業の推進

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律では、養護者による虐待の防止及び虐待を受けた者の保護並びに財産上の不当取引による被害の防止及び救済について規定しています。

財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者、障がい者、さらには、身寄りのない独居高齢者やセルフネグレクトなど、権利擁護支援が必要な人は多岐にわたっています。

これらの権利擁護支援を必要とする人が広く成年後見制度等を利用することができるよう、成年後見制度等の利用支援に係る事業の推進を図ります。

ア 市長申立の適切な実施と成年後見制度の利用推進

老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、高齢者、障がい者等の福祉を図るために特に必要があるときは、市町村長申立ができるとされています。

成年後見制度の利用が必要な人のうち、家族、親族等から支援を得られない市民に対し、市長が行う成年後見制度に係る審判請求の申立てを適切に実施します。

また、成年後見制度の利用に際し、本人若しくは親族へ成年後見制度に係る審判請求の申立てに係る書類作成等の支援を行い、成年後見制度の利用推進を図ります。

イ 受任者調整等の支援

意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度の運用には、本人にふさわしい成年後見人等の選任が重要となります。

そのため、成年後見制度に係る審判請求の申立てに当たり、法律・福祉の専門職等と連携の上、成年後見人等受任者調整を実施し、適切な成年後見人等の選定に関する支援を行います。

ウ 成年後見制度利用支援事業の利用促進

成年後見制度利用支援事業は、経済的に困窮している方が適切に成年後見制度の利用がなされるよう、成年後見制度に係る審判請求の申立て費用や成年後見人等報酬費用の助成を行うもので、成年後見制度を必要とする人に対し、制度の利用を促進します。

エ 日常生活自立支援事業の利用促進

阿南市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業は、福祉サービス利用の援助を行うとともに、財産管理や財産の保全を行います。が、法定後見制度とは違い、本人の判断能力があるうちに、本人との契約に基づき利用するものです。

そのため、日常生活自立支援事業を利用している市民の判断能力が著しく低下している場合には、本人の状況を踏まえ、成年後見制度利用へのスムーズな移行が行えるよう、阿南市社会福祉協議会等関係機関との連携を図ります。

オ 任意後見制度の利用促進

任意後見制度は、本人の判断能力が低下したときに、本人に代わって事務手続きなどを行う人をあらかじめ定めておく制度で、本人が元気なうちに、残りの人生をどう生きるかを考え、事前に契約内容を決めておくことで、本人の大きな安心につながるものです。

地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進を図るためには、任意後見制度の利用を促進することが大変重要であることから、市民に対し、制度についての分かりやすいパンフレット等を活用した普及啓発を行うとともに、必要に応じて専門職団体等へ適切につながります。

② 家庭裁判所との連携強化

成年後見人等受任者調整及び成年後見制度利用にあたり、家庭裁判所との情報交換・調整等の更なる連携を強化し、不正の未然防止を図ります。

③ 新たな担い手の確保・育成及び活躍支援

成年後見制度の担い手を確保するため、制度の新たな担い手となる市民後見人等を養成・育成するとともに、市民後見人等に対する後方支援等を行い、権利擁護の担い手として活躍できるようにするための取組を行います。

ア 市民後見人の養成等

今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応するために、徳島県社会福祉協議会及び他市町村と連携し、権利擁護支援の担い手として市民後見人（社会貢献への意欲が高く、成年後見制度に関する一定の知識・姿勢を身につけた専門職や親族等でない成年後見人等）の候補者養成講座を開催します。

また、候補者養成講座修了者に対し、成年後見人等としての活動のみならず、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員など、権利擁護支援を行う担い手としての活躍の場を整備します。

イ 親族後見人への支援

親族後見人は専門職後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士等）と比較して少ない現状があります。本人の意思をくみ取り、本人らしい生活を営むためには、長年本人を身近に見てきた親族の役割が重要となります。

親族による成年後見人等の申立支援や、親族後見人に対し、制度に対する情報提供や研修会の案内などにより孤立や不安を解消し、安心して後見業務に取り組むことができるように支援します。

基本施策3 権利擁護の理解促進

成年後見制度が地域共生社会の実現のために必要不可欠な制度であるにもかかわらず、制度の認知度が低く、制度自体が複雑で分かりづらいため、十分に活用されていない現状があります。まずは、制度について市民が正しい知識を習得し、制度が必要な人につながるために、制度の普及啓発を図ります。

また、利用者が安心して利用できるように、専門職等に対し、本人の尊厳や意思決定を尊重し、身上保護に配慮した支援について理解を深める研修等を行います。

① 市民への広報活動

市民が制度について正しく理解し、制度活用の促進を図るため、権利擁護や成年後見に関するリーフレットの配布など、情報発信の在り方を検討し、保佐・補助・任意後見等の制度ごとの周知に努めます。

また、講演会等を実施し、市民や本人を取り巻く支援者に対して啓発を行います。

ア リーフレットの配布

制度を広く周知することを目的に、市民を対象とした分かりやすいリーフレットの配布を行います。

イ 市広報誌「広報あなん」等による制度の周知

制度の概要及び相談窓口等についての記事を「広報あなん」、「阿南市ホームページ」及び「阿南市公式LINE」に掲載し、周知を図ります。

ウ 啓発事業の実施

市民を対象とした成年後見制度に係る啓発事業として講演会等を実施します。

エ 重層的支援体制整備事業における「地域づくり」の取組と連携した周知

「いきいき100歳体操」、「あななんサロン」、「ご近所デイサービス」等の既存の通いの場や、重層的支援体制整備事業における世代や属性を超えて交流できる場や居場所等において、制度の周知活動等を行います。

② 専門職等への意思決定支援及び身上保護についての理解促進

権利擁護支援を行うにあたっては、本人の意思決定や身上保護の在り方が重要となります。本人が安心して成年後見制度を利用できるよう、本人の能力に応じた周りの人のサポートや制度活用を図ります。

そのため、専門職等と連携しながら、専門職等に向けた適切な意思決定支援や身上保護についての考え方の研修会を行うなどの普及啓発を実施します。

第5章 計画の進捗管理及び評価

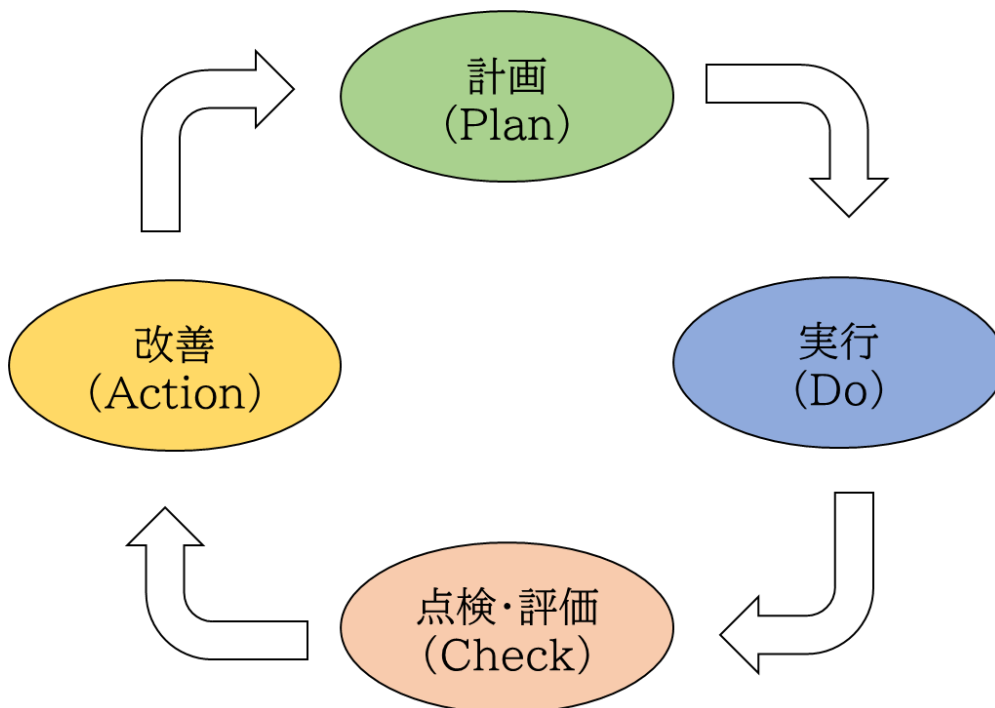
1 進捗管理及び評価

(1) 阿南市権利擁護部会

計画に関わる高齢者お世話センターの社会福祉士、阿南市成年後見センター^{たす あい}援け愛、阿南市（地域共生推進課）、障がい者相談支援事業所等で構成する阿南市権利擁護部会を設け、計画の評価、見直し及び今後必要な事業の検討を行い、計画を推進します。

(2) 阿南市成年後見制度利用促進審議会

法律・福祉の専門職団体等で構成する阿南市成年後見制度利用促進審議会4において、本計画の進捗状況を把握し、PDCAサイクルに沿って施策全体を包括的に点検・評価します。



2 評価指標

【本計画期間における目標・指標】

| 区分 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|-----------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 阿南市まんなか会議 (協議会)の開催回数 | 0回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 |
| 徳島家庭裁判所阿南支 部における後見等開始 審判の件数 | 30件 | 35件 | 40件 | 40件 | 40件 |
| 市民後見人新規養成人 数 | 0人 | 6人 | 0人 | 6人 | 0人 |
| 市民向け講演会実施回 数 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 通いの場等における周 知活動回数 | 1回 | 6回 | 6回 | 6回 | 6回 |
| 専門職向け研修会実施回数 | 0回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

資料編

1 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度

の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要

な措置を講ずること。

- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。
- 十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
 - 二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

- 2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。
- 3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項

を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

2 阿南市成年後見制度の利用の促進に関する条例（平成31年阿南市条例第3号）

（目的）

第1条 この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、市の責務等を明らかにし、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第2条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等（法第2条第2項に規定する成年被後見人等をいう。以下同じ。）が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、市民の中から成年後見人等（法第2条第1項に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。）の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

（市の責務）

第3条 市は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自ら率先して施策を策定し、これを実施する責務を有する。

（関係者の協力）

第4条 成年後見人等、成年後見等実施機関（法第2条第3項に規定する成年後見等実施機関をいう。以下同じ。）及び成年後見関連事業者（法第2条第4項に規定する成年後見関連事業者をいう。以下同じ。）は、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の理解と協力）

第5条 市民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の連携）

第6条 市並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携体制の確立に努めるものとする。

（基本計画の策定等）

第7条 市長は、法第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基

本計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定による基本計画を策定する場合において、広く市民の意見が反映されるように努めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(地域連携ネットワークの構築等)

第8条 市長は、市民の権利擁護の支援のため、成年後見等実施機関、成年後見関連事業者及び関係団体との地域連携ネットワークを構築し、その中核的な機関を設置するものとする。

(財政上の措置)

第9条 市長は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会の設置)

第10条 市長は、法第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な事項を調査審議するため、阿南市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 法律の専門家

(2) 成年後見制度に関し識見を有する者

(3) 成年後見等実施機関に属する者

(4) 成年後見関連事業者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第11条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、説

明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

3 阿南市成年後見制度利用支援事業実施要綱（令和5年阿南市要綱第72号） （趣旨）

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用を促進し、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）の福祉の増進を図るため、成年後見制度利用支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 後見開始等審判 次に掲げる審判をいう。

ア 民法(明治29年法律第89号)第7条に規定する後見開始の審判

イ 民法第11条に規定する保佐開始の審判

ウ 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を得なければならない旨の審判

エ 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判

オ 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判

カ 民法第17条第1項に規定する補助人の同意を得なければならない旨の審判

キ 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判

(2) 市長申立て 次の規定に基づき、阿南市長（以下「市長」という。）が行う後見開始等審判の請求をいう。

ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条

イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2

(3) 後見人等 成年後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人をいう。

(4) 住所地特例者等 次に掲げる者をいう。

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項の規定による阿南市（以下「市」という。）の住所地特例対象被保険者である者

イ 老人福祉法第5条の4第1項ただし書の規定による市から福祉の措置を受けている者

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)第19条の規定による市から介護給付費等を支給する旨の決定を受けている者

エ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条の規定により市の福祉事務所長が保護を決定し、当該保護を受けている者

(5) 親族等 配偶者及び2親等内の親族をいう。

(6) 被後見人等 後見開始等審判を受けた要支援者をいう。

（事業の内容）

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 市長申立ての実施

(2) 後見開始等審判の請求に要する費用（以下「後見開始等審判請求費用」という。）の助成

(3) 民法第862条(民法第852条、第876条の3第2項、第876条の5第2項、第876条の8第2項及び第876条の10第1項において準用する場合を含む。)の規定により後見開始等審判の請求に基づき選任された後見人等対して行われる報酬費用(以下「報酬費用」という。)の助成
(市長申立ての対象者)

第4条 市長申立ての対象者(以下「市長申立対象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき市の住民基本台帳に記録されている者(以下「住登者」という。)又は住所地特例者等のうち、次の各号のいずれかに該当する要支援者であって、特に支援の必要があると認められるものとする。

- (1) 親族等がない者
- (2) 親族等による後見開始等審判の請求の申立てを当該親族等に拒否された者
- (3) 親族等に虐待されている者
- (4) 親族等と連絡がつかない等の状況にある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市長申立対象者としな

- (1) 介護保険法第13条第1項の規定により市以外の市区町村が行う介護保険の被保険者である者のうち、市以外の市区町村の長が行う後見開始等審判の請求の対象となるもの
- (2) 老人福祉法第5条の4第1項ただし書の規定により市以外の市区町村から福祉の措置を受けている者のうち、市以外の市区町村の長が行う後見開始等審判の請求の対象となるもの
- (3) 総合支援法第19条の規定により市以外の市区町村から介護給付費等を支給する旨の決定を受けている者のうち、市以外の市区町村の長が行う後見開始等審判の請求の対象となるもの
- (4) 生活保護法第19条の規定により市以外の福祉事務所長が保護を決定し、当該保護を受けている者のうち、市以外の市区町村の長が行う後見開始等審判の請求の対象となるもの
- (5) 3親等又は4親等の親族がいる要支援者で、当該親族において後見開始等審判の請求をすることが明らかであるもの

(市長申立ての要請)

第5条 次に掲げる者は、要支援者の存在を認めた場合には、市長申立要請書(様式第1号)により、市長に対し、市長申立てを要請することができる。

- (1) 民生委員
- (2) 要支援者の日常生活の援護者(配偶者及び4親等内の親族を除く。)
- (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (4) 介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設の職員
- (5) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員
- (6) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院又は診療所の職員
- (7) 総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設の職員

(市長申立ての要件)

第6条 市長は、市長申立ての必要性の有無を判断するに当たっては、次に掲げる要件を総合的に勘案するものとする。

- (1) 要支援者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 要支援者の生活状況及び健康状況
- (3) 要支援者の親族等の存否
- (4) 要支援者の4親等内の親族による保護の可能性及び後見開始等審判の請求を行う意思の有無
- (5) その他の施策等による要支援者に対する支援の有無

(市長申立ての手續)

第7条 市長申立てに係る申立書、添付書類その他の手續は、家庭裁判所の定めるところによる。

(市長申立ての費用負担)

第8条 市長は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項に規定する手續費用(以下「申立費用」という。)を負担するものとする。

(申立費用の求償)

第9条 市長は、市長申立対象者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前条の規定により市長が負担した申立費用の求償権を得ることについて、家事事件手続法第28条第2項の規定により、市長申立てと同時に家庭裁判所に上申するものとする。

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者(以下「生活保護受給者」という。)である場合
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付を受けている者(以下「支援給付受給者」という。)である場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、申立費用を負担することが困難であると市長が認めるものである場合

2 市長は、家庭裁判所から前項の上申により、申立費用の負担について、市長申立対象者の負担とする審判がなされたときは、後見人等を通じ、市長申立対象者に対して当該申立費用を求償するものとする。

3 市長は、家庭裁判所から第1項に規定する申立費用の負担に関する審判がなされた者のうち、当該審判後において申立費用を負担することが困難であることが判明したものについては、その当該申立費用の負担を求めない。

(親族等への情報提供)

第10条 市長は、市長申立てを行うに当たり、親族等に対して当該親族等による後見開始等審判の請求を行う意思の有無を確認する場合には、要支援者の状況等の情報を必要な範囲内で当該親族等に提供することができる。

2 前項の規定による情報の提供を行う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び阿南市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年阿南市条例第1号)等の規定に基づき、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(後見開始等審判請求費用の助成対象者)

第11条 後見開始等審判請求費用の助成の対象者(以下「後見開始等審判請求費用助成対象者」と

いう。)は、住登者又は住所地特例者等である被後見人等(死亡者にあつては、当該死亡した日時点において住登者又は住所地特例者等である被後見人等)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 支援給付受給者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、後見開始等審判請求費用を負担することが困難であると市長が認める者

(後見開始等審判請求費用の助成対象費用)

第12条 後見開始等審判請求費用の助成の対象費用は、後見開始等審判の請求に要する次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 申立手数料及び登記手数料
- (2) 送達・送付費用
- (3) 医師の診断書の作成費用
- (4) 鑑定料
- (5) 住民票及び戸籍抄本発行手数料
- (6) 登記されていないことの証明書の発行手数料

(後見開始等審判請求費用の助成の申請)

第13条 後見開始等審判請求費用の助成の申請をしようとする後見開始等審判請求費用助成対象者又はその後見人等は、阿南市成年後見制度利用支援事業助成金助成申請書(様式第2号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 後見開始等審判の審判書謄本の写し
- (2) 審判が確定したことが分かる書類
- (3) 後見開始等審判の請求に要した費用が分かる領収書の写し
- (4) 後見人等が家庭裁判所に初回報告で提出した財産目録の写し
- (5) 生活保護受給者にあつては、生活保護受給証明書
- (6) 支援給付受給者にあつては、本人確認証の写し

2 前項の規定による申請は、当該対象者の後見開始等審判の確定の日から起算して3か月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(報酬費用の助成対象者)

第14条 報酬費用の助成の対象者(以下「報酬費用助成対象者」という。)は、住登者又は住所地特例者等の被後見人等(死亡者にあつては、当該死亡した日時点において住登者又は住所地特例者等の被後見人等)で次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 支援給付受給者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、報酬費用を負担することが困難であると市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、後見人等が被後見人の民法第725条に規定する親族である場合は、

報酬費用の助成の対象者としない。

(報酬費用の助成対象期間及び助成金額)

第15条 報酬費用の助成対象期間は、家庭裁判所が決定した報酬付与の対象期間内とし、かつ当該対象期間の終期から起算して前24月以内とする。

2 報酬費用の助成金額は、月を単位として算出するものとし、家庭裁判所が審判した報酬額の範囲内の額とする。ただし、次に掲げる額を上限とする。

(1) 被後見人等が施設入所等の場合 月額18,000円

(2) 前号以外の場合 月額28,000円

3 前項の規定により報酬の助成金額を算出する場合においては、報酬付与の対象となる通算の期間によってその額を算出するものとし、その期間に1か月未満の端数があるときは、これを1か月とみなす。

4 被後見人等が次条に規定する報酬費用の助成の申請の前に死亡した場合の助成金額は、家庭裁判所が審判した報酬額及び当該被後見人等の遺留財産(残余の遺留金をいう。)の額を勘案し、別に定める基準に従い、市長が決定する額とする。

(報酬費用の助成の申請)

第16条 報酬費用の助成の申請をしようとする報酬費用助成対象者又はその後見人等は、阿南市成年後見制度利用支援事業助成金助成申請書(様式第2号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 後見開始等に関する登記事項証明書

(2) 報酬付与の審判書謄本の写し

(3) 現況報告書(様式第3号)

(4) 後見人等が報酬付与の申立時に家庭裁判所に提出した財産目録の写し

(5) 生活保護受給者にあつては、生活保護受給証明書

(6) 支援給付受給者にあつては、本人確認証の写し

2 前項の規定による申請は、家事事件手続法別表第1の13の項、31の項又は50の項に規定する審判があった日から起算して3か月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(助成の決定)

第17条 市長は、第13条及び前条に規定する助成の申請があつたときは、これを審査し、阿南市成年後見制度利用支援事業助成金助成決定通知書(様式第4号)又は阿南市成年後見制度利用支援事業助成金審査結果通知書(様式第5号)により決定内容等を申請者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第18条 前条の規定により後見開始等審判請求費用又は報酬費用の助成の決定を受けた者(以下「被助成決定者」という。)は、阿南市成年後見制度利用支援事業助成金助成請求書(様式第6号)により、当該助成金を請求するものとする。

(助成の対象外)

第19条 市以外の市町村又は団体の実施する制度により、後見開始等審判請求費用又は報酬費用の助成を受ける場合は、助成の対象としない。

(被助成決定者の責務)

第20条 被助成決定者は、報酬費用の助成金を当該報酬費用の支払い以外の目的に使用してはならない。

2 被助成決定者は、資産状況及び生活状況に変化があったときは、速やかに阿南市成年後見制度利用支援事業変更届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

(助成の決定の取消し及び助成金の返還等)

第21条 市長は、被助成決定者がこの要綱の趣旨及び前条の責務に反する行為又は偽りその他不正の手段により助成金の助成を受けたと認める場合は、助成の決定を取り消し、その助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月13日から施行する。

(阿南市長による後見開始等の審判申立て及び費用等の助成に関する要綱の廃止)

2 阿南市長による後見開始等の審判申立て及び費用等の助成に関する要綱(平成27年阿南市要綱第44号)は、廃止する。

4 阿南市成年後見制度利用促進審議会委員名簿

任期：令和5年5月1日～令和7年4月30日

| | 区 分 | 氏 名 | 所 属 | 備 考 |
|----|------------------|-----------|------------------------|------|
| 1 | 法律の専門家 | 瀧 誠 司 | 徳島弁護士会 | 委員長 |
| 2 | 〃 | 坂 田 隆 一 | 徳島県司法書士会 | |
| 3 | 〃 | 岩 佐 和 宏 | 徳島県行政書士会 | |
| 4 | 成年後見制度に関し識見を有する者 | 兼 田 康 宏 | 医療法人翠松会 岩城クリニック | |
| 5 | 成年後見等実施機関に属する者 | 大 坂 和 弘 | 阿南市社会福祉協議会 中核機関 | 副委員長 |
| 6 | 〃 | 斎 芳 宏 | 阿南市社会福祉協議会 権利擁護センター | |
| 7 | 成年後見関連事業者 | 小 林 小 由 里 | 阿南南部高齢者 お世話センター | |
| 8 | 〃 | 近 藤 泰 司 | 相談支援事業 淡島学園 | |
| 9 | 〃 | 秋 月 卓 実 | 居宅介護支援事業所 ほっとピース | |
| 10 | その他市長が必要と認める者 | 撫 養 千 尋 | 民生委員・児童委員協議会 | |

(順不同敬称略)